

1. 令和2年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和2年3月10日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	和田美江子	農林水産部長	五味川康浩
商工観光部長	遠藤正史	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	松井良春
教育次長	佃良之	会計管理者	臼田義孝
消防長	桑原正明	郡上市民病院事務局長	古田年久

国保白鳥病院
事務局 長

川 尻 成 丈

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長

大 坪 一 久

議会事務局
議会総務課
主 任

岩 田 亨 一

議会事務局
議会総務課
課 長 補 佐

竹 下 光

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員の皆様には、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には5番 山川直保君、6番 田中康久君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内で終わるようお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えくださいますよう、よろしくお願いいたします。

◇ 田 中 康 久 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。今回は4点にわたり質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1点目は、移住相談会の参加者偽装問題報道に対する市の見解についてであります。

2月16日の朝刊に、移住相談会の参加者偽装問題の記事が掲載をされました。市長からは、市の見解について議会へ報告があり、また翌日の新聞にも市長の見解が載っておりました。私はこの2月16日の報道を見たときに、本当に残念な思いがいたしました。なぜならば、郡上市のこうした移住政策に向けて一生懸命取り組んでみえる市民の皆さんがいますし、また職員の皆さんも一生懸命誠実に取り組んでいることを知っているからであります。

そういった中で、改めて市長からこういった問題に対して、市民の皆さんに正確な情報を伝えていただきたいと思い、今回の質問を用意しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 田中康久君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

こうした議会の場で再び私どもの考え方を述べさせていただく機会を与えていただいたこと、むしろありがたいというふうに思っております。

2月の16日付のその新聞に、全国で行われている、東京で行われている移住相談会、こうしたところへの参加者が一定のお金をもらって参加しているといいますが、そういう一種の偽装と申しますかね、極端に言うと、移住とか、そういったことの意味のない人でも、会場へとにかく足を運んで参加をしたというような形をとっているのではないかと、こういう記事が出たわけでございまして、そういう中に郡上市も含まれているというような報道があったわけです。私もまさにこの2月16日の朝刊を見ましてびっくりいたしまして、早速、職員に真相をしっかりと究明するよというようにことを申し上げました。

その結果、確かに新聞の報道にありましたように、平成29年の7月22日に、私ども郡上市が一種のイベントを東京でやっていたことは事実でございましたが、これは新聞の報道にあるような移住相談会ではなくて、いわば郡上市のシティプロモーションとして、郡上市を東京近辺に住んでいる人たちに知ってもらい、関心を持ってもらうという形で、この平成29年度から始めた郡上藩江戸蔵屋敷事業という、郡上市を知ってもらうための、いわば一種の講座でございました。この講座でございましたんですけども、確かにこの29年度、私どもも東京でのイベントの開催等、不案内なこともございまして、一定のこうした地方暮らしであるとか、いろんなことに強い、いわば民間の事業者に委託をいたして実施をいたしました。

早速、その会社を仮にA社といたしますと、そのA社に尋ねましたところ、そのようなことはないと。ただ、そのA社から、第1回のときもおおむね定員を30名というふうに想定をしていたんですが、少し数名、まだある事前の時点で足りないの、そういう人材ベースを持っているB社というところに、さらにそういう、いわばメールマガジン等を使っての告知をお願いをしたという事実はあったというふうに確認できました。

こういう新聞に報道されるようなことがあったのかというふうに、A社を通してB社にも確認をしてもらいましたが、B社はそういう事実はないというふうに答えておりまして、その後もそういう答えに変わりはないという状態でございます。

今回の報道で、あたかも東京で行う移住相談会が、とにかく人を集めればよいというような形で、例えば、主催者である自治体も深くかかわって、お金を出して人をただ集めているというような偽装というようなことをやっていると、実績を上げるためにというようなふう一般の市民にもとられることは、極めて残念なこととございまして、私ども郡上市としては、そのようなことはない

ということをはっきり申し上げておきたいというふうに思います。

そして、私どもが開催したのは、先ほども申し上げましたように、移住相談会ではございませんでした。それで、私ども郡上市は、移住相談については、郡上市に本拠のある一般社団法人、郡上市のふるさと定住推進機構という形で実施をいたしております、ここについても、特に東京の業者等を使っているわけではございません。

そのようなことで、極めて郡上市としては、そういう東京の会場の相談会に人を集めればいいのか、あるいはまた、定住者自身も数を挙げればいいのかというような考え方ではなくて、郡上はこういうところですよ、極めて冬も厳しいですし、いろんなこともありますよという、いい点も悪い点も懇切丁寧に説明をして、それでもなおかつ郡上へ住みたいと、郡上で働きたいというような方に來ていただいているという形で、郡上市の定住・移住の取り組みは、極めて私は丁寧、誠実にやっているというふうに思っております。

そうしたおかげで、例えば、平成30年度には郡上市のふるさと定住推進機構を通して、郡上市へ移住をしてくださった方も、実質、年間56人という実績を上げているということでございまして、東京で相談会に人を集めればいいのかというような、そういう姿勢でやっているということは断じてないということでございます。

今後ともに私どもとしては、郡上市へ移住したいと言われる方に丁寧に対応をし、そしてまた、移住をしてくださった後も、生活のやはりサポートをしていくというようなことも含めてやってまいりたいというふうに思っております。

そういうことで、この新聞の報道にあったような安易な姿勢で、自治体ぐるみでそのようなことをやっているということは断じてないので、市民の皆さんも私どもを信頼してほしいということを申し上げたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 人口減少の問題については、後ほどまた質問したいと思いますが、ある金融機関のシンクタンクの調査によりますと、県内の多くの自治体は人口が減少している中で、郡上市だけ際立った特徴があると。郡上市の際立った特徴は、20代後半もしくは30代の方のUターンもしくはIターンが多いというふうな特徴も出ております。

私は、その調査を見て大変うれしく思いましたが、特にそういった移住相談会をやってみえる方々は、郡上市はこういう制度があるからいいですよということだけではなくて、本当に郡上市のことが好きで、昨日もシティプライドという話がありましたけども、郡上市民であることを誇りに思っている皆さんが、郡上市のことをPRしてくださることが、そういった実績につながっているんだというふうに思いますし、これからもそういう報道があっても、住みよい郡上市、また市民の

皆さんが愛せる郡上市づくりをする中で、皆さんに住んでもらえる、そういった郡上市づくりを進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、2点目の質問に移りたいと思います。

今、市内の事業者の皆さんにお話を聞くと、本当に大変な状況であるという声が伺えます。本当に悲鳴に似た声であります。何を隠そう、コロナウイルスの関係で、観光業を営んでいる皆さん方とか、また運送をやってみえる皆さん方、また飲食店の皆さん方、本当に1割、2割じゃないと、4割、5割の減少で、これからも先が見えないというような、本当に悲鳴に似たような声が聞こえております。その中で市としても、感染対策と経済対策のワーキンググループをつくられて、今、素早い対応をしてみえるというふうに思います。

その中でお伺いするのは、特に今年は雪も不足をしております、まさに雪不足で経済が非常に冷え込んだ中、さらなるダブルパンチで現在の経済状況を招いているというようなお話も伺っております。

そこで、まず今回は、この雪不足に対して、それぞれの担当部長に、地域経済に与える影響とその対策についてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） では、私のほうからは、商工観光面での影響についてお答えをいたします。

特に冬におきましては、郡上市の産業の大きなものはスキー場がございますけれども、郡上市のスキー場は、今シーズン、自然の雪にはほとんど恵まれず、人工雪による営業が続いております。

スキー場の入り込み客数は、3月8日、先週の日曜日、末ですけれども、全体で93万412人、対前年比で88.3%と約12万3,000人の人数が減少しております。また、2つのスキー場においては、前年よりも入り込み客数が増えているところもございますけれども、雪不足のために、3月に入って1つのスキー場がクローズをしており、また人工降雪機による経費も大変嵩むことから、今後の経営のおもしろになってくることが考えられます。

2月の中旬におきまして、郡上市商工会におきまして、高鷲地域の会員に対して雪不足の影響について、32件の回答を得た調査を行っております。その中によりますと、宿泊施設はキャンセルが出ておるんですけども、国内の他の多くのスキー場が雪がないために、逆にそこでキャンセルした者が、郡上市のしっかり雪があるスキー場のほうに来るということで、逆にまたキャンセルがあったと思います。郡上市でもキャンセルはありよるんですけども、ほかのところのキャンセルでお客さんが来るというような、そういった状況もあり、2月末までは宿泊客の確保ができた施設もありましたけれども、売り上げは平均して2割減というような回答でございました。また、ガソリンスタンドは、除雪作業の減少のため、燃料の売り上げが落ちたとの回答もございました。

また、一方、雪が少なかったことで道路状況が大変良好なために、入り込み客数がふえた施設もございます。こちらは、例えば、郡上八幡城では、1月、2月の入り込み客数は、対前年比で128%となり、過去最高であったようです。

いずれにしても、雪不足のために全体の入り込み客数は減少しており、スキー・スノーボード選手などの合宿の予約もキャンセルが多く、宿泊業への影響のほか、飲食店、ガソリンスタンド等の収益の減少に伴う商工観光業への影響は大きいものがございます。

また、最近では、新型コロナウイルスの影響が大変大きく出ておりますので、市では、商工会と連携し、国・県の動向をにらみながら、売上高の減少による運転資金等の資金繰りの支援措置に対して検討していきたいということを考えておりますので、お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） 私のほうからは、農林関係の影響についてお話しさせていただきます。

まずは農業ですけれども、農業につきましては、冬期間というのは、いわゆる農閑期ということで、現状においては、雪不足の影響の報告は受けておりません。

しかしながら、雪不足によって、今後、春作業とか、夏の繁忙期等の水不足ということが懸念される一面ではありますので、いわゆる地域用水の管理については、農事改良組合長会、用水組合に対して、水管理の注意喚起をさせていただければというふうに思いますし、また一部、担い手農家に対しては、担い手営農支援事業という水源確保の事業を予定しておりますので、こういった中で支援をさせていただければと思います。

続いて、畜産につきましては、予算委員会の中で山川議員のほうからも、いわゆる牧草の生育ということの御指摘はいただきましたが、こちらにつきましては、雪不足もありますが、それを契機として、牧草自体がやっぱり経年劣化をしてきて、そろそろ更新時期に来ておるんじゃないかというふうに考えておりますので、これも2年度から実施します畜産担い手総合整備事業、いわゆる公社営事業の中で草地改良を進めていければと思います。

最後に、林業になりますが、林業につきましては、雪がなくて、山で作業がしやすいというような、むしろプラス効果が見込まれておりますので、現時点では特段の対策ということは考えておりません。

○議長（兼山悌孝君） 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、私のほうからは、建設業関係、特に除雪の関係のことで御説明をさせていただきます。

暖冬によりまして降雪が少なかったということは、市にとりましては、除雪経費に対する財政的な負担が少なくなったということにはなりますけれども、一方では、除雪の事業者にとってはかなり

痛手もあったことというふうに理解をいたしております。

今シーズンの除雪作業の状況を稼働時間で見ますと、近年、平均的な除雪の業務量でありました平成28年度では、除雪の延べの時間数が1万4,754時間でありました。

ただ、今年度は、1月の末時点で1,525時間であります。それ以降も少なかったということで、受託事業者に対してはかなり影響が出ているであろうというふうに思います。

また、ちなみに、平成30年度、昨年度ですけれども、昨年度については延べ5,482時間ということで、平成30年度も少ない状況ではございました。

受託事業者の支援、そうしたことに关しまして、支援については、これまででも業務の単価、1時間当たり幾らというような業務単価の見直しであったり、試運転費のお支払いとか、そうしたことで対応を行ってきまされたけれども、先ほどお話ししましたように、平成30年度も降雪が少なかったというような状況もありまして、今年度の当初からこうした支援策をどうするかということで検討を進めてまいりまして、県が行っている制度を参考にいたしまして、除雪の機械の固定費として機械管理費を支払う仕組み、そうしたものを今年度から開始をいたしました。これは、例えば、小型の除雪ドーザのリースをしていただいておりますけれども、月額リース料が約15万円として、1シーズン4カ月で60万円のリース料の負担になります。除雪の出勤が全くなくなった場合ですけれども、現行の試運転費と、それからシーズン終了後に支払う、今お話ししました固定費、両方を合わせますと、最大で約39万円を補填するというような計算になります。

県内では、そのほかには、シーズン当初から降雪量にかかわらず固定費を、そうした固定経費を支払う方法をとっている自治体もございます。郡上市としましては、まずは今年度のこうした固定費による機械経費に係る補てんというものを始めさせていただきました。

今後も県の動向であったり、他の自治体の対応事例、そうしたものを参考にしながら、例えば、シーズン加入する任意保険料も、それぞれ業者さんも負担をいただいておりますが、そうした経費に対する対応であったり、そうしたいろんな対応をも検討しまして、事業者の負担軽減、また除雪体制の維持に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 現在の経済状況を見まして、商工会さんのほうも素早い対応をされて、相談窓口も設置をされていると聞いておりますけれども、なるべくスピーディーな対応を求めたいというふうに思います。

まさに事業者の皆さんは本当に大変な状況ですので、特に商工観光部の部長がおっしゃったような対策に関しては、できればこの3月議会で補正で出させていただくぐらいのスピード感を持ってやっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

関連はしていると思うんですが、今は市民の皆さん、いろんなところでお話を聞くと、本当にコロナのお話をされることが多いですけども、この少し前は、本当に気候の話を、やはり今の雪がないということも関連してされました。本当にこの気候はおかしゅうなまってまっているんじゃないかということ、本当に皆さんがおっしゃることが印象に残っております。

そこで、これは世界的な大きな問題ですので、郡上市が行ったとしても、わずかなことかもしれませんが、郡上市のような地域だからこそ、こういったことにしっかり取り組んでいくことは非常に大切なんじゃないかなということを考え、この環境問題について質問したいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

世界的な気候変動を受けまして、政府もかなり積極的に温暖化防止に対する自治体の補助メニューを出しております。市としても、省エネ対策、再生エネ対策、災害時の蓄電対策など、エネルギー対策をまた同時にしていくことも大切ではないかというふうに思っています。

また、今後のSDGsの機運の高まりや、企業版ふるさと納税など、民間資金の受け皿づくりにおいても、環境問題やエネルギーについて市が取り組んでいくことは、非常に有意義であると考えます。

こうしたことから、環境省が補助メニューとして打ち出している地域循環共生圏の形成に向けた自治体向けの支援策の活用をしたらどうかという提案をしたいというふうに思います。

市は、平成30年に閣議決定をされた国の第五次環境基本計画で示された持続可能な社会に向けた基本的方向性である自立・分散型社会のポテンシャルを大いに秘めているというふうに思います。清流、長良川や長良川源流域に広がる豊かな森、そして、この自然資源を活用した小水力発電等の再生可能エネルギー、さらに、アウトドア、アクティビティなどの自然活動、地域資源を生かして活動する多くの市民など、環境、経済、社会の統合的向上を達成する潜在力は、郡上市はかなりのものを持っているというふうに思います。

まずは、脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業の採択を目指して、令和2年度において何らかのアクションが必要かと思いますが、見解を求めたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 副市長、青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、地域循環共生圏構築事業、こうした事業についての採択について、市の考え方を述べさせていただきたいと思います。

今、議員の御指摘があったように、自然環境や社会環境の変化というのは非常に大きい状況ですので、郡上市としても、特に温室効果ガスの排出を削減をするという、そういう取り組みが必要であるというふうに考えております。

したがって、郡上市においても政策への位置づけが必要と判断をしまして、年度内に策定をする

第2期郡上市総合戦略において、温室効果ガス排出削減と循環型社会を新たな施策として明記をしております。

環境省のほうで打ち出している地球、環境共生圏、この考え方は今後の郡上市の地域づくりの方向性をほぼ同じにしておりますので、再生可能エネルギーの拡大、それから、省エネルギーの推進、こうしたことについて、令和2年度から何らかの施策を構築していくための検討に入りたいというふうに思っております。

来年度の当初予算には計上しておりませんが、脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業、これの活用もその1つというふうにして捉えております。現在、国のこうした事業についての情報を収集しているという段階ですので、可能性があれば脱炭素社会を意識した省エネルギーの徹底、それから、郡上市において、循環型社会を目指すためのビジョンづくり、こうしたことに取り組むということについては極めて有効であるというふうに捉えております。

そこで、この事業の取り組みに当たって、郡上市における循環型社会がどうあるべきかということを検討するために、これから申し上げる5つの視点を持っております。1点目としては観光資源の魅力を高めること、2点目として再生可能エネルギーの導入の拡大、3点目として災害に強いまちづくり、4点目として新たなビジネスの創出、それから、5点目として教育現場との連携、この5点を視点としてビジョンづくり、計画づくりを進めていきたいというふうに思っておりますが、策定した計画の中に、公共施設における再生可能エネルギーや、あるいは省エネルギー設備の導入を位置づけるということによって、この令和2年度以降の環境省の補助金等を有効に活用ができるという、そういったことも考えられますので、新たな財源の確保につながるということからも、この事業の活用についてしっかりと検討をして、もし採択ということであれば、恐らく補正予算による対応というふうになるかと思いますが、ビジョンづくりに取りかかるための準備を進めていきたいというふうに考えております。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) 春は花咲き、夏茂り、秋はもみじの錦衣、冬は雪降る故郷が我が郡上市だというふうに思いますし、それが市民の皆さんが大好きな誇りに思う郡上市であると思います。また、そういった郡上市であり続けるために大切な事業だというふうに思いますので、是非よろしく願いしたいというふうに思います。

続きまして、特定地域づくり事業の推進に関する法律について、市長の見解をお伺いをいたしたいというふうに思います。

この法律は、人口急減地域にある単独では生計を立てるのが難しい仕事や季節型の仕事を集め、通年化し、新たな雇用の受け皿となる組合をつくる大きな目的であります。この組合が議員

立法で議論されているところから注目をしておりましたけども、農業新聞にも大きくこの法律が掲載をされたことから、先般行いました農業団体の皆さんとの意見交換の際にこの法律について話題にしたところ、大きな期待も寄せられておりました。

人口減少に伴い、田んぼや畑が荒れていくといった市民の皆さんの声や人手不足に悩む企業の声、また、新たな雇用の形として郡上に帰ろうと考えるUターン者、郡上に住みたいと考えるIターン者のニーズにもかなうものであるというふうに思います。また、市長の施政方針の中で、地域社会を担う人づくりが大きなテーマとなっておりますが、私は、この法律によるこの組合は、地域社会のリーダーとなる人材を養成することにもつながっていくものだというふうに考えます。

国からの財政措置もあり、今後の人口減少による地域社会の維持にとって必要な仕組みであると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長、日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今、お話がございましたつづめて言いますと、特定地域づくり事業法と申しますか、そういう法律ですが、正式名称は今もお話でしたが、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律と大変長い名前の法律でありますけれども、いわゆる特定地域づくり事業法でございますが、趣旨は、今、お話がありましたように、人口の急減に悩んでいる地域において、さまざまな仕事があり、また、そういったところへIターン、Uターン等もしていただく、あるいは地域の若者もとどまっていただくということをしたわけですが、なかなか安定した職場というか仕事が通年でないというような悩みも抱えているわけでございます。

そういう中で、この法律はいわば特定の地域づくりを進めるための事業協同組合というものをつくって、そして、そこに一定の人材を雇用をして、そして、それを地域の、いわば基本的にはその事業協同組合の組合員たる主要者と申しますか、人材を欲している事業者に派遣をするということでございます。

私どもが、これまで、今持っている第1期の郡上市の地方創生の総合戦略の中で、コンソーシアム構想というものを持っておったんですが、これは、いわば冬季のスキー場等での働く方と、例えば夏季のラフティング等で働く方、こういうような方を、やはり一定の人材を相互に融通をしてと申しますか、両方を働いていただくというような仕組みをつくって、安定した職場をつくりたいというような思いがあったわけですが、なかなかこのコンソーシアム構想はうまくはいきませんでした。

そういう中で、今は、郡上カンパニーというプロジェクトを進めているわけですが、まさに、このコンソーシアム構想と発想を同じくしたようなこういう特定地域づくりのための事業の組合というものをつくって、そういう仕組みをつくったらどうかという法律ができたということは、非常に

私どもとしては、これは十分検討に値するものであるというふうに思っております。

この法律、昨年の12月4日に公布をされまして、ことしの6月4日に施行をされるということまでございまして、まだ、正直言いまして、いろんな法律の細目がわかっていないところもございまして、したがって、これを実際にこの郡上市において、この法律を適用してそういう仕組みをつくり上げていくということのためには、まだまだいろいろと検討しないきゃいけないこと、あるいは、国のほうは、この法律の施行に際して、どんな細目を定めてくるかというようなことの、まだクエスチョンの部分がございますので、そうしたことを待ちながら、そして、郡上の実情をしっかりと把握をしながら、でき得れば、やはりこうした仕組みを有効に活用していきたいというふうに思っています。

まず、この法律はやはり日本全国どこでもいいというわけではなくて、過疎法に指定をされたところ、また、その過疎法に準じるくらい人口減少の激しいところというような1つの限定がございます。したがって、郡上市でいいますと、例えば、現在、過疎法で指定されている明宝地域とか、和良地域は、この法律が適用されてそういう組合をつくること、そこを根拠にした組合をつくることできるんですが、そのたのところはどうだろうかというようなことを考えますと、例えば、農業とスキーというようなことで、非常にその可能性を秘めた高鷲地域ではどうなんだろうかとか、あるいは私どもが当初考えたように、高鷲と、例えば美並のラフティングというように、旧町村区域を超えたような事業範囲でもいいのかどうかといったような、まだわからないところがございますので、国のしっかりした法律に対する考え方を見極めながら、そして、こうしたことに困っておられる、これは、あくまでもこの事業協同組合はそういう人材の確保に困っておられる方々の民間の事業協同組合でございますので、そうした方々が自立的に、自主的にこういう組織がつかれるように支援をしてみたいというふうに思っているところでございます。

この法律の一番ありがたいと思うところは、その組合で抱える人材をそういう需要のある事業者には派遣業として職員の皆さんを派遣をすると。しかし、一方、職員の方はその組合の職員として安定した雇用をしてもらえるとということもございまして、そして、今、法律の枠組みでは、そうして派遣をする方々のうちの人件費の半分を公的負担をしてもらえるとということもございまして、その公的負担をしてもらえるとところの半分、したがって全体の4分の1は国が負担をしてくれると。それから、あとの全体の4分の1は地元の自治体で負担をしてくれと。そして、また、その地元の負担の4分の1のうちの半分、したがって、全体の8分の1は特別交付税で措置をしますと、こういうないわば財政措置付きの仕組みでございまして、したがって、そういう公的な財政措置がある中で安定した雇用を図ることができる。

そして、一方、そういう労働者の派遣を受ける事業者も、したがって、要は半分は公的な負担のある方を雇用をするということですから、非常に雇用の負担をする場合も軽減をされるということ

で、こういう地域に、こうした人口急減地域においていろんな小規模の事業をやられる方々にとっては、非常にいい事業ではないかというふうに思っております。

そのようなことで、ざっと見ましたところ、この制度は大いに検討をし、活用をする余地があるというふうに思っておりますので、実は、今度、この策定をいたします第2期の地方創生の総合戦略にも、この協同組合の組合の活用を十分検討するということを書き込んでおるところでございます。いろいろと可能性を秘めた仕組みでございますので、十分、関係の皆さんとも研究をしながら対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

(6番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田中康久君。

○6番(田中康久君) ありがとうございます。郡上市はいろんな課題が他の自治体よりも早く来る課題先進地かもしれませんが、その分だけ課題解決先進地になるように、また、消滅可能性都市と言われますが、消滅を消滅させて可能性都市となるように、しっかりと取り組んでいきたいというふうに私も思いますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

◇ 原 喜与美 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は1件のみということでよろしくお願いをいたします。

中山間地である本市の将来の農業と集落展望についてお伺いをいたします。

政府は、将来の農業構想として、大規模化とAIを活用したスマート農業の推進を大きな柱として押し進めておられます。本市においては、大規模化をするための平場、いわゆる平坦地ということですが、これが少なく、AIを活用してのスマート農業も思うようにはできないのではないかと想定をするわけでございます。

そこで、まずは2点についてお伺いをいたしたいと思っております。

1つ目は、市内には、今申し上げました平場という平坦な農地はどの程度の割合で存在するのか。いわゆる農振地域としてカウントをされておられます農地の面積割合はどのくらいであるか、これはざっくりでよろしいですがお願いをいたしたいと思っております。

次に、市内の農地の減少状況についてお尋ねをいたします。

農業者の高齢化や担い手不足で農地が荒廃、転用され、優良農地が減少しております。全国ペー

スでは、政府の見通しの2倍のペースで農地が減少していると新聞報道されております。そこで、郡上市における農地の減少状況はどのようなものであるか。この2点について、まずはよろしくお願いたします。

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、私のほうからは郡上市の農地状況についてお答えをさせていただきます。

まずは、令和2年1月末時点での郡上市の農地面積は3,419.4ヘクタールというふうになっております。このうち優良農地であります農振農用地の指定面積は2,449ヘクタールということで、農地面積全体の71.6%を占めております。また、農地面積は畦畔を含んだ登記簿面積になりますが、耕地面積と呼ばれる、いわゆる平たい作付できる面積については、国の統計調査の中で、郡上市は2,890ヘクタールとなっております。

したがって、先ほどの農地面積3,419.4から耕地面積の2,890ヘクタールを引いた529.4ヘクタールがいわゆる畦畔、のり面の面積ということで、農地全体の15.3%を占めている状況になります。

参考までに、他市の状況ですが、高山市につきましては、農地面積から耕地面積を差し引いたのり面は430ヘクタール、全農地の8.5%という状況ですし、平場である大垣市につきましては、のり面積が124ヘクタール、農地全体の4%という状況にはなっております。

次に、平場といわれる平坦地はどれくらいあるかという御質問ですが、こちらについては、郡上市全体の農地の中で全ての傾斜要件を満たすような確たるデータがありませんので、推計により、ちょっと検討をしてみました。

1つは、農振農用地の中で中山間地域等直接支払制度というのは、これは傾斜要件に基づいて交付金の支払われる制度ですので、まず、この状況ですが、今年度末の状態の中で、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる面積は1,207ヘクタールになります。

この内訳としては、比較的傾斜要件の緩い緩傾斜の面積が758ヘクタール、傾斜が強い急傾斜の面積が449ヘクタールということで、その構成割合は、緩傾斜が63%、急傾斜が37%となっております。

しかしながら、中山間事業の制度趣旨でいうと、平場と比べて生産不利な条件地ということであり、緩傾斜であっても、例えば田んぼは100分の1、100メートルいって1メートル下がるとか以上の要件であり、畑についても8度というような、これは100メートルいって1.4メートル下がるような、そういったところですので、ここの考察では、中山間地域の実施面積は、原議員の御指摘される平場のような平坦地には当たらないということで、この面積は除外することになると思います。

同じく事業制度として、傾斜要件のない制度として、多面的機能支払制度がございます。こちらについては、今年度末の状態、取り組み面積が1,464ヘクタールとなりますので、多面的制度から中山間地の実施面積を差し引いた250ヘクタールというのがひとつの平坦の候補地であると。

さらに考察を加えると、中山間地域と多面的制度を重複して実施されているケースはありますし、多くは中山間地のところがそのままほかの農地も取り組んでというケースはございますので、中山間地域の直接支払制度の中で多面的制度に取り組んでいる地区数は約72%になりますから、厳密的にはそれを除いた28%を、先ほどの250ヘクタールを掛けさせていただいた72ヘクタールほどが平場に近い平坦地の面積というふうには想定をしております。

多少御回答と矛盾しますが、ただ、感覚的には、なかなか郡上の中では、大和の一部、白鳥の一部、和良の一部程度くらいで、なかなかそういった平場のような平坦地はないかというふうには感じております。

また、農地の減少状況ということですが、これは平成28年から本年度にかけて、いわゆる農振農用地の地域指定の除外の面積が17ヘクタールほどございます。これは、農振農用地の面積の約0.7%が除外をされて減っておるという状況になります。

一方、こういった農振除外を含めた、白地も含めた実際の転用面積につきましては、27年から28年にかけては、10.5ヘクタールの減少、28年から29年にかけては13.6ヘクタールの減少、29年から30年にかけては17.6ヘクタールの減少、そして30年から令和元年ことしにかけては11.2ヘクタールの減少ということで、4年間で合計52.9ヘクタールの農地が転用されております。こちらは、農地全体の面積と比較をしまして、4年間で約1.5%の減少という状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。

今、お答えにありましたように、郡上市におきましては、政府が奨励します、いわゆる本当の意味の大規模というのは無理かと思えます。

そうした中で、郡上市の逆にこの立地を生かした状況で今後の集落展望をとということで、次の質問に移らせていただきます。

今、御回答いただきました農地減少は、非常に少ないということで安心をいたしました、次の質問、よろしく願いしたいと思います。

市内の農地は、平場が少なく、今、お話がありましたように、傾斜地や山沿いに立地しております、政府が提唱するいわゆる大規模な農業経営というのは不可能か、もしくは困難な状況であります。

市内の農地を守り、農業を守ることは大変なことをごさいます、こうした農地はどうしても効率も悪いということから、担い手の方々も敬遠をされます。また、農家の方自身も農地離れをされるというようなことから、農地は減少の一途ということを想定するわけをごさいます。

しかし、この農地は私たちの生活には欠かすことのできない清い水や、また、新鮮な空気を育んでくれる大事な財産であります。

また、一方でCO₂の吸収による温暖化防止にも役立ち、または、降雨時、雨降りのときの雨水をためる自然のダム役割などもこなしまして、洪水の防止にも役立っているなど、中山間地の農地は農作物の生産だけではなく、私たちの生活に欠かすことのできない多面的な大きな役割を担っているものでごさいます。

そして、何より清流の国岐阜は、清流長良川があるからごさいます。その長良川の上流域でありますこの本市にとって、この清流を守り、後世へ引き継いでいかなければならないと思うわけごさいます。

そのためには、この美しい里山を壊すことなく、少しでも多く残さなければならぬと思います。

そうは申しまして、人口減少と農業者の高齢化、また、担い手不足は容易に改善をすることはできません。中山間地の農地を守ることは、郡上市にとっても、人的面からも、また、財政面からもかなりハードルが高いことではあります。人口減少が進む中での将来展望はかなり思い切った施策を決断し、実施に向けて推し進める必要があるかと考えるわけごさいます。

市内の9割を占める山林につきましては、将来の山林や林野のあり方として、山林のゾーニングが進んでおります。

私は、農地についても、本市独自の農地ゾーニングを行って、守るべき里山の農地は農作物を生産する農地としてしっかり守り、また、自然環境を守るべき環境保全への転換農地についてはそのような方向へ、また、集落再編の話が出ておりますが、そのための宅地化用地などに色分けをしまして、しっかり守るべき農地は将来へと引き継いでいく体制づくり、これが必要かと思ひます。そして、将来のために、農地の有効利活用を構築することが必要と考えます。

A Iを活用しましたスマート農業は、斜面の傾斜地でも、それは可能ではごさいますが、立地条件がよければよいほど作業はしやすいものでごさいます。

農地の色分けにつきましては、農地法や農振法で農地を守り、生かすことを定めておりますが、将来を見据えた上での実現に合ったものでなければならぬと思ひます。

従来は、現行のこの法律でよかったかもしれませんが、人口減少と農地の荒廃が進む現代社会の中では、画一的な手法にとらわれず、地域に合った方法での対策を講じなければならぬと思ひます。

つまり、本市に合った独自に施策が必要であると考えます。農地の色分けを行うことにつきまし

ては、本市が掲げている集落の将来像としての小さな拠点づくり、それに追従をいたしますが、公共施設の適正化配置計画も関連をしております。

特に、この小さな拠点づくりにつきましては、この集落構想は全国的な広がりを見せ、各地で展開をされております。そこに公共施設の適正な配置を整え、農地においては守るべき農地、地域の立地条件や特性を生かした作物生産のための農地確保など、農業者だけでなく、地域住民の皆さん全員を交えまして、農業委員会、また、農地適正化推進委員の方々を中心に、実現可能な、持続可能というその前にまず実現可能な集落づくりを進めることが急務であると考えます。

市におきましては、人・農地プラン、このようなプリントを配っていただいておりますが、各集落において、人・農地プランづくりが展開をされております。申しわけありませんが、私にはまだちょっとしっかりした形が見えないように感じます。

そこでお伺いをいたします。本市の中山間農地の将来像に係る農業と集落展望について、その対策をお尋ねいたします。この件については、部長からよろしくお願ひしたいと思います。

また、市長におかれましては、昨年12月、美並町で行われました農業振興大会、この資料でございますが、この大会の挨拶の中で、地域の農業者や関係機関が集まり、5年後、10年後までに誰がどのように農地を守り、農業を進めていくのかを話し合い、地域の今後の農業生産活動の指針を定める（実質化された人・農地プラン）の策定が今年度より求められており、市、農業委員会が連携、連絡して、各地域が抱える課題解決に向けて、地域の皆様方と一緒にプランの策定に取り組んでおりますというふうに挨拶の中で申されております。

その具体的な実践内容につきまして、市長さんからはお聞きをいたしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

私のほうからは、1つは集落構想というか、地域を活性化する中での取り組みの実例として、人・農地プランの実質化、その状況についてをひとつ御報告させていただきますし、また、農地のゾーニングということにつきましても、ちょっと御説明をさせていただきます。

まずは、大変、もともと郡上の農業、これは全国どこもそうですが、地域コミュニティというのは、そもそも農地をどう耕作して守っていくかということが1つのきっかけとして地域コミュニティが醸成されてきた部分もあります。

その意味で、原議員のおっしゃるように、おっしゃりたい部分は、農地を1つのきっかけとしながら、地域がしっかりコミュニティをして、地域の全体を、将来像を考えていくきっかけとして、まずは農地をどう守っていくかということが必要だという御趣旨だというふうに理解をしております。

す。

こういったことを受けて、平成24年度から、国はいわゆる集落単位の中で、顔の見える範囲の中で皆さんが話し合いながら、5年後、10年後の集落の農地をどうしていくかという話し合う人・農地プランという策定を進めてまいりました。

こちらにつきましては、農林水産省の、いわゆる核事業という形の中で、人・農地プランをつくった地域については優先的に補助事業が採択されたりということがございますし、特に、ハード事業においても、人・農地プランができていない地域でないと、ハード事業が実施できないというふうに、年々その比重は高まっております。

しかしながら、人・農地プランにつきましては、国が施策として、まずは人・農地プランをつくることを優先するが余り、24年度の当初と比べると一部様式が簡素化されて、その結果、全国の多くの市町村は市町村単位で1つの人・農地プランをつくってしまうということで、末端という言い方は失礼ですけど、農業者の方々が御理解されない上でのいわゆる机上的なプランができて、形骸化しておる状況がありましたので、今年度から、国はいわゆるつくった人・農地プランがまさしく実のあるもの、農業者が本当に話し合いながら決められた人・農地プランであるように、実質化という形の名目の中で、人・農地プランを策定し直すようにということで通達がございました。

実質化ということはどういうことかと申しますと、例えば農地の所有者、耕作者、そして農業後継者であったり、また、農家の女性の方、さらには農業関係だけではなくて、地域の自治会の方、そういった方を含めながら、さらには県、市、JA等の関係機関や農業委員会、農地最適化推進委員会、あらゆるところが参画をして、人・農地プランをつくっていくということです。

手順として、まずは、しっかりと地域のアンケート調査、意向調査を行って、その中でしっかり農業者、耕作者がお幾つなのか、後継者はあるか、ないか、耕作を5年後は続けておるか、10年後は続けておるかというような、また、御自身の持っている農地を貸し付けたいかというような、そういったことを詳細な意向調査でまずは把握すると。その上で、しっかり地図に見える化を行うということです。アンケート結果の中で、例えばこの耕作地は、将来、貸し付け希望の農地がこうあるよ。それが結果的に地図の上で点在しておるのか、まとまっておるのか、そういった状況を踏まえながら、場合によってはその農地をしっかり営農として守られる担い手農家の方に貸し付けるということも出るでしょうし、そういった貸し付ける相手がなければ、地域として集落営農をつくって、自分たちで守るんだというようなことが生まれてくるということが大きく期待されるということです。

郡上市におきましては、当初から、市全体ではなくて、顔の見える範囲ということで、集落単位の人・農地プランの策定を進めておりますが、現在、32の集落、地区で人・農地プランが策定をされております。このうち、国の基準である、いわゆる実質化された人・農地プランにつきましては、

17集落地区となっております。内訳については、八幡が10、大和が3、白鳥が1、美並が2、明宝が1というふうになります。

あと、並行して、現在プラン策定の話し合いを進めているところが16の地域ということになります。こちらは、八幡4、白鳥5、高鷲1、明宝2、和良4ということになります。

期待しますのは、この人・農地プランは、一つはハード事業の条件整備になっておるので、それを行うところは優先的にやる必要はありますし、また、農業施策の中で必要な困っている状態があるところについては、優先的に人・農地プランの策定に取り組みさせていただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますが、これは農業者だけでなく、地域の方の共通の課題ということで、多くの方が参加していただく必要があると思いますし、願わくば、そういったプランを策定する中で、農地だけではない地域の課題がわかって、地域を守る組織づくりがあつて、中には石徹白の農業用水組合であったり、八幡の郡上八幡土里夢（ドリーム）のような農地守るだけじゃなくて、それを超えて地域課題を解決するような集落の組織づくりができると大変ありがたいかなというふうには思っておりますので、このことについては、引き続き、強力に進めさせていただければというのが一点です。

あと、農地のゾーニングということがございました。確かに、法的には、一つ農振農用地とかいろんな区分があつて指定されておりますが、原議員さん御指摘のように、それが現況とそぐわないという面もあるかとは思いますが、法律上、一つは、やはりそういった区分があるということです。

区分につきましては、農業振興地域の整備に関する法律によって、まずは優良農地として守っていく農地として農振農用地という指定がございますし、農振農用地以外の農地も含めて、農地の区分としては、第1種農地、第2種農地、第3種農地、甲種農地というのはそれぞれ区分がありますので、この区分は、農業委員会として、法律に従いながら守る中では、ひとつ重要ではあると。しかしながら、やっぱり、それを超えた、本当に地域に実情に合ったゾーン分けをするためには、これは、やっぱり人・農地プランに頼りながら、農業者の方がそれぞれ真剣に話し合いながら、ここはどうしていくんやということを決めていただくことが最終的な原議員のおっしゃる実情に合ったゾーン分けになるというふうに思っておりますので、繰り返しになりますが、この辺についても、人・農地プランの実質化を進めさせていただくということが何よりも肝要かと思っておりますし、また、その話し合った結果の中で、必要な機会があるんやとか、施設をつくるんやとか、そういったことについては、いろんな事業制度の中で御支援することは必要であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思っております。

先ほど、原議員のほうから御紹介をいただきましたように、昨年12月に行われた郡上市の農業振興大会における資料の冒頭、市長挨拶というところで、先ほど読み上げられましたような、今後、郡上市としては、いろんな関係者が集まって、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を守り農業を進めていくか、そういったことを話し合う、地域の今後の農業生産活動の指針になる、実質化された人・農地プランの策定と、こういうようなものを今年度より求められており、そういったことを関係者の皆様とともに進めておりますと、今後も進めていきたいというような趣旨のことが述べられておるところでございます。

農地を守っていくためには、先ほど来、いろんなお話の中で出てまいりました、いわゆる日本型の中山間地域の直接支払交付金制度というようなものであったり、あるいは、また、多面的な機能を発揮するために交付をされている交付金制度、こういうものを活用して、できる限り、やはり郡上市の農山村における農地を守っていききたいというのは、私どもの基本的な考え方でございます。

そういう中で、たびたび言及されております、農地については農地法という法律がしっかりあることによって、それと、農振法という法律とタイアップをして、乱雑などといいますか、非常に不規則などといいますか、みだりにこの農地を転用できないという点では、非常に戦後の農地は守られてきたと。一部、非常に不自由な面がありますけれども、そういうことではあったと思います。

しかし、実際にその問題は、そういうふうには土地として守られていても耕作をする人がいない、あるいは、荒廃をするというようなこともあるわけございまして、そういう事象が見られるということについて何とかしなきゃいけないということだろうと思います。

私もこの実質化された人・農地プランという、この役所用語が一体どういう意味なのかと、農林水産部のほうにたびたび聞いておまして、先ほど部長が答弁したようなことなんですけれども、いかにもわかりにくい役所用語ではないかというふうに思います。

実質化されていない人・農地プランというのは、じゃ、どんな、反対用語は何だというふうに言いますと、実質という言葉の反対は名目、名目だけのとか、形式だけのというような、あるいは、実際にはつくっても効力のないというような意味かもしれませんが、今、目指しているのは、中身があって、効果があって、そうしたプランをしっかり皆さんで相談してつくりなさいと、見える化しながら実効性のある人・農地プランをつくれということだろうと思っております。

そうしたプランを、やはり、そうしたことは関係者、農地をお持ちの、あるいは、その地域でお住まいの皆さんで相談をしていただいでつくっていかなければ、やはり実効のあるプランはできないというふうに思っております。

農山村というのは、やはり、言うまでもなく、農業の生産の場であるということとともに、そこに暮らす人の生活の場であるということでございます。従来から、都市地域に都市計画があるように、農山村にも、単に農地だけでなくて農村計画というものをつくるべきだという議論が、ずっと古い

時代からあるわけですが、今日、農山村については、そういう意味での、いわゆる法制度というものはないわけでごさいます、その辺が御指摘をされた、これから農山村における、例えば小さな拠点づくりとか、公共施設をどこにつくるかとかっていったようなこととの、そういうものを包含した広い意味での農村計画というものは存在していないというあたりのところが一つの課題かというふうに思っております。

そういう状態でありませけれども、今、私ども、この小さな拠点づくりであるとか、公共施設の適正配置であるとかという課題を抱えておりますので、この、いわゆる実質化された人・農地プランのそれぞれの地域ごとにおいてつくられるものとともに、やはり、それぞれの地域において、この住みよい農山村をつくっていくためにはどうしたらいいかということをしっかり考えて整備をしていく必要があるというふうに思っております。そのようなことを、やはり、みんなで相談をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、また、この農地をしっかり守っていくためには、幾つかのそのほかの配慮すべき点があるろうかと思えます。

まず、一つは、先ほど部長のほうからもありましたが、この地域の、やはり農業の担い手をどうするかという、そういう、例えば集落営農組織であるとか、そういう農業の担い手をしっかり育てていくという問題、それから、こういう形でいろいろ課題を浮かび上がらせて、5年後は、ここは誰もいないとか、ここはやる人がいないとかというような形でやっていく中で、やはり農地の集積をどうしていくかという、経営単位をどういうふうにしていくかという問題がございます。

そして、やはり今、県の中山間地域の農村総合整備でやっているようなこの農業あるいは農村の基盤整備をしっかり進めていくということも必要かというふうに思っておりますし、それから、これからの農業を進めていく場合に、先ほど、平坦地はどれだけあるかという御質問がございましたが、やはり農業機械の導入ということを郡上市は郡上市なりに合う形で進めていかなければいけないと思えますし、そういう中で、いわゆるICT技術というようなものを活用したスマート農業とよく言われておりますが、そうしたこともこれから進めていかなければいけないというふうに思えます。

そうした幾つかの施策の合わせ技で、やはり、この郡上市の農地というものを適切な形で後の世代に伝えていかなければならないというふうに思っておる次第でございます。

いずれにいたしましても、ただ、関係者の皆さんの真剣な、やっぱり集落単位での議論、あるいは、その集落を越えてのある地域の、先ほど申し上げましたが、単に農地だけでなく、その生活構造としての空間計画をどういうふうにしていくかというようなこともこれから大きな課題となってくると思えますので、しっかり市としても取り組んでまいりたいというふうに思えます。

(3番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） 御答弁、ありがとうございました。私の思いの答弁をいただきましてうれしく思っております。

農地を守り、集落を守るには、地域での話し合いが一番のポイントになるかと思えます。今、御答弁いただきましたように、地域の将来像を検討するには、地域の住民の皆さん方全員を巻き込んで、全員でどうするのかという、いわゆる地域力を活用していただいて、今、市長さん申されましたが、郡上市の将来の農業というか集落、これを守ることにつきまして、しっかりと進めていただくことをお願い申し上げまして、時間も少し余りましたが、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどとします。

(午前10時42分)

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 野田勝彦君

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は3項目の質問をさせていただきます。

いずれも今までこの4年のうちに質問をさせていただいたことばかりで、大変恐縮ですが、そのとき、なかなか私の期待するような御答弁をいただけなかったこともありまして、今回改めて質問をし直すという形になりますが、どうかよろしくお願ひします。

第1点目は、再び「郡上市職員倫理規程」の問題について伺いたいと思います。

昨年の6月議会でありましたけども、郡上市職員の倫理規程の例外事項が、これは例外をたどっていくと、ほとんどのところで利害のある事業者との酒食を伴う会合ができるということで、現実的には、それが行われてきたと。これは私は多くの市民からは、さまざまな疑惑を招くからやめるべきであるということを申し上げたんですが、次のような条件が整えば認めていると、一度確認をさせていただきます。

まず第1点は、事業者で構成する団体が案内を出された場合、個人はだめだけでも団体ならいいという、そういうことでございます。

2つ目には、その会合が必要な情報収集や意見交換などを目的としているということですが、それはどんなふうでも目的は設定できます。

3つ目に、相互に対等な立場であるということですが、果たして対等になっているかどうか、後からまたいろいろと申し述べます。

4つ目に、社会通念上、均衡を失しない程度の費用の負担があるという、これも極めて疑わしいので、また後から質問いたします。

以上、客観的に市民から疑惑や不信を招くおそれがないと考えられる場合は、職務として酒食を伴う会合に出席することを認めているということでしたが、まずこれでよろしいかどうか。

そして、続けての質問ですが、認めているということは、昨年6月以降も続いているというふうに判断できますが、その後、行われたそういう種類の会合や参加者数を、概要で結構です、なかなか把握しにくいかもしれませんので。どのような概要であったかを伺います。

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、御質問にお答えをしたいと思います。郡上市の倫理規程第4条の第2項の規定のうち、官公庁、または利害関係者で構成される団体が情報交流を目的として企画したものによる出席、こうしたものの回数につきましては、4月から1月末までで23回、それから参加者数は延べで65人になっています。

また、官公庁、それから利害関係者が、関係者を招待をして開催をする公式の行事、これには総会とか式典といったものがありますが、そうした場合の回数につきましては33回で、参加者は延べで86名になっています。いずれも案内状、案内文書ですね、案内文書の内容を確認をして届け出をしたというものに限っております。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） やはり同様に続いておるわけですが、後段におっしゃられた公式な会合について、私は聞いておりません。前半のこと、23回の65人というところですね。

2つ目の質問に参ります。社会通念上、均衡を失しない程度の費用の負担があれば均衡であると、要するに対等な立場になれるということのようですが、今、比喻としては適当かどうかは別にしまして、国会におきまして、「桜を見る会」前夜祭の問題が取り上げられております。その問題で言いますと、都内の一流ホテル、「超」がつくでしょうか、一流ホテルのディナーショーのような形で、会費が5,000円であると。国民の、恐らく九十数%は疑惑を持って見ていると思います。すなわち、5,000円で到底終わるわけではない。じゃあ、残りはどこが、誰が出したのか、そういう問

題ではあります。誰が考えても不思議な話なんです。これと大変よく似ているのではないかというの、次の私の質問であります。

私は、前回の質問では明らかにされませんでした。私は、この会食の経費が、職員の側は約4,000円ぐらいと聞いておりますが、それは事実かどうか。多分事実だろうと思いますが。はて、市内の一流どころで4,000円で終わるわけではないと思います。残りはどなたが負担されているのか伺います。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 今、4,000円というお話をされましたけど、実は4,000円ではありません、平均をしますと、大体4,500円、もしくは6,000円、最高は6,000円、最低は4,000円、そんな感じになっておりますので、これは施設によっても違いますし、また料理の内容とかそういったことについても全て違いますので、一律には言えませんが、「桜を見る会」と比較されるというのは、これは、私どもとしては比較の基準が違うというふうに思いますので、社会通念上、妥当な額というふうに捉えております。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4,000円というのは一つの例でありますけども、4,500円から6,000円程度、それで、その会の1人当たりの経費はおさまるとは思えません。ですから、私の質問に、ちょっと答えていただきたいと思います。「桜を見る会」と比喩するのは妥当でなかったかもしれませんが、しかし、本来、均衡を維持するための額ではないということですよ、それが一番です。そういう意味での質問であります。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 今お答えをしたとおりで、それぞれの会について、幾らかかったとか、どうとかということについて、こちらから確認をするということはありません。したがって、何度も申し上げますが、通常の4,000円、もしくは5,000円の額であれば、それは当然妥当であろうというふうに考えておりますので、例えば差額がどのようというようなことについては、私たちとしては、そういったことについて、そこまで精査することはありません。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） わかりました。確認はしなくても、均衡はとれているというふうに判断されるわけですね。確認はないということでしたので。

3番目の質問に参ります。これは職務として出席を認めていると、たびたびおっしゃって見えますが、職務にあるからには職員は、職務としてそこに参加、出席をしているわけですね。職務であ

るからには、経費は公の負担になるべきだと私は思うんですが、個人のポケットから出すものではありません。今までも職員は公費から出されたもので出席していたのか、それとも私費だったのか、どうでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 市の職員の倫理規程にも定めておりますけれども、利害関係者で構成される団体の会食、そういったものに出席する場合は、全て対価を支払って出席をするということにしておりますし、それ以外の行事であっても、飲食にかかわるものについては、市の職員は全て自費で負担をして参加をしております。

（4 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） 職務を自費で負担させるということは、普通、行えないはずなんですが、これは市長も認めておられるのかどうなのか。ちょっと市長には、これは通告では答弁のお願いをしておりますけれども、職員が職務として行うことに対して、個人的な経費でそれに行わせるということは、あり得るのでしょうか。突然ですが、お答えをいただくとありがたいです。

○議長（兼山悌孝君） 答えられますか。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど副市長から答弁しましたように、こうした方々と会食をする場合には、職員がみずからその相当する部分を負担をすることによって、そういう場合のみ認めているということでございますので、職務、その一環としてこうした情報交換等をやることもあるわけですが、そういう場合は職員に負担をしていただいております。

ただ、それは全てではなくて、例えば、私が関西の岐阜県人会とかというようなところへ1名、いろんな会合にお招きを、御案内をいただくことがございます。そういうような場合に、明らかにその職員が市長代理として出席をするというような場合には、私自身は行きませんが、市長交際費の中からそうした経費を支弁するということがあります。

（4 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4 番（野田勝彦君） 市長代理というような場合、いわば特殊な例と考えてよろしいかと思っておりますけれども、そういう場合はあり得る。それはあってもいいかとは思いますが。

しかし、今問題にしているのは、通常に行われる、市内で、いわゆる俗に言う宴会でございます。これについては、昼食代とかそんなものとはわけが違いますですね。職務であるがゆえに、そこに行かなければならない。職員の負担も大変です。これを個人的に負担させて職務としてやらせるということには、非常に不合理がある。正すべきだと思います。

以上、通告の質問は3つでございますが、これにかかわって、先ほど申しましたように、個人であろうが団体になろうが、利害関係は消えません。したがって、この職員倫理規程の規定の除外される部分に団体というのは、やっぱり設けるべきではない。団体であっても、やっぱり利害は伴うことがままありますので。

2つ目に、事業を発注する側と受注する側は、根本的に対等ではありません。だから、そこにおける経費をどのように負担するかも含めて、対等ということは、この関係ではできないということをし添えます。条件であった、相互に対等であるということは成立しないということでもあります。

それから今言いましたように、答弁としては、なかなか難しいかもしれませんが、会費の負担は個人ではあり得ないことであって、職務であるからには、その職務としての公的なお金をきちつきちっと払うべきである、これが公正な姿勢であると思います。

以上のような理由で、この職員倫理規程、市民の疑惑を招いております。早急に見直すことを求めます。

以上で、第1点目を終わります。

2つ目は、再び中学生の制服について問うということですが、これはちょうど1年前、昨年の3月議会で質問いたしました。女子の制服に、中学校ですね、スラックスを選択できるようにしてはどうかと、私、申し上げました。そのときの理由は、私は主として、防寒対策ですね。冬の間、ことしは雪が余りなかったので、まだまだでしたけど、本当に吹雪の中をスカートで登校している。何とも見るに堪えない光景でありますけども。

答弁の中では、マフラーなどの対応をしているとおっしゃいましたが、これでは対応になりません。

それからもう1点は、女子のセーラー服の下に男子用の学生服のズボンを選択できるようにと、これもちょっと乱暴な発想ではないかと思えます。女子のスカートの下に男子用のズボンをはくというふうに答弁があったわけです。

そういう意味で、ぜひとも女子のスカート、スラックスが選択できるように、これは、夏はスカート、冬はスラックスでも、もちろん選択です。そういう意見を申し上げたんですが、答弁の中では「いろいろ検討をしてみたいと考えております」という話でしたが、検討はされましたでしょうか。もしされておりましたら、その経過を、されていなかったら、その理由をお聞かせください。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えさせていただきます。

昨年の3月議会の一般質問で、中学校の女子生徒の制服にスラックスを導入することについての御意見をいただきました。冬場に、先ほど議員がおっしゃられたように、スカートをはいて登下校

する女子生徒が寒い思いをしていることを憂いての御意見と捉えています。

その折、郡上市としては、生徒・保護者の意見や地域の実態に応じて検討していきたいと回答させていただきました。生徒、保護者のニーズを十分に捉えた上で検討するということが大切であるということでございます。

そのことを踏まえて、今年度、生徒や保護者から、女性生徒の制服にスラックスの導入を希望する声があるかについて、学校制服販売業者から聞き取りをいたしました。その結果、生徒・保護者からスラックスの導入を希望する声は、今のところ聞いていないということでございます。そうした実態でもあり、現在、中学校女子生徒のスラックスの導入について、教育委員会で検討したり、学校へ指示通達は行っていないのが現状でございます。

ただし、今後、LGBTなどへの対応の中で、スラックスを希望する女子生徒やスカートを希望する男子生徒が出てくることも考え、予想されることもあります。学校へは、今後とも生徒や保護者に寄り添った教育ができるよう依頼していきたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 希望をとったが希望はなかったと。こうした場合、えてして希望ありというのは、なかなか答えにくいことが多いということも、一つ念頭に置いていただきたいと思います。みんなおしなべてスカートの中で、1人だけスラックスってなかなか抵抗感があるものです。

ですから、学校側として、市として、そういう選択肢をあらかじめ準備しておくことが大事だと思います。希望があるまで待つんではなしにですね。そういう体制を私は考えていただきたい。

ちょっと話はそれますが、ことしの2月の3日でございます。某商業誌の1面の半分を使って、こういう記事が出ました。御存じだと思いますが。岐阜県の教育委員会が県下の高校全てに対して通達を出しております。その通達内容が、この新聞の見出しで読みますと、「岐阜県立高校の制服、性別問わず選択制に」と、今、教育長がおっしゃったように、これからはということですね。いろんな事情によって、男子だってスカートををはきたい。イギリスでもはいているんですから。女子だってスラックスをはきたい、そういうのが出てこないとは限らない。その対応のためにも、あらかじめ出しているんです、これは。

郡上市では、こういう対応をどう考えておられるのか、これを一遍伺いたいと思います。お願いします。

○議長(兼山悌孝君) 教育長 熊田一泰君。

○教育長(熊田一泰君) 昨年の3月13日に行われました岐阜県議会定例会において、安福教育長から答弁があった、高等学校における性別を問わずスラックスかスカートを選擇できるという校則を、

全ての学校につくってほしいという要請というのは、性別と服装の不一致に悩む生徒への配慮や、先ほど申しました冬季の寒さへの女子生徒への配慮の点からは、理解できる内容であると考えております。

郡上市においては、現在、冬の間は、制服の上にコートなどの防寒具の着用を認め、積雪をしている場合やけがをしている場合など、体操服での登校も許可している学校もありますし、それぞれの学校において寒さへの配慮はなされていると考えています。

中学生女子のスラックス導入について、制服販売業者から聞き取りを行いましたところ、多くの中学校については、スラックスを業者に注文した場合、時間はかかるが、製作、販売は可能であると。値段はスカートとほぼ同様の値段となるのではないかというふうにお答えがありました。

それから、御存じかと思いますが、A中学校、その中学校は現在、学生服というよりはブレザーとスカートでつくってまして、その場合はブレザー、スカートの生地が特別なものを使っておるため、デザインの検討から発注に向けて、かなりの時間が必要となり、値段については、まだ未定であるというような答えが返ってまいりました。

私が中学校の校長をしておりますときも、自分はLGBTに当てはまるのではないか、マイノリティではないかという心配する生徒もいました。精神科医などに相談をいたしました。高校、成人になる中で、変化していくこともあるので、余り早く決めつけず、その子に寄り添っていくことが大切という助言もいただきました。

このようにスラックス導入等に当たっては、時間や値段の課題もございますが、LGBTの配慮という必要性からも、学校が生徒や保護者の声によく耳を傾け、学校とPTAがよく話し合い、協力して、必要と認めた場合は導入していくことが大切であると考えております。

(4番議員挙手)

○議長(兼山梯孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) おっしゃるとおりだと思います。今、LGBTの問題は全国的に、世界的にも大きな運動になっています。ジェンダー平等の観点からも、女子はスカート、男子はズボンを固定化することはやっぱりふさわしくない。それが選択できる余地は、早々につくるように御努力をお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問でございます。

先ほど6番議員のほうからの環境問題についての質問がございました。私どもあとを受ける形になりますけども、この環境問題についての若干の質問をいたします。

今議会の冒頭、市長のほうから方針が述べられましたが、その5ページに環境問題が登場します。その5ページの中の地球規模での問題というところであります。この中に、例として、全地球的な規模で今人類が抱えている問題として2つ、プラスチックごみ、これは、海洋のマイクロプラスチック

ックの海洋汚染というのが非常に深刻な事態になることはよく理解できるところがありますし、早々にこれは人類が回避しなきゃならない。もう一つは、食品ロスの削減という言葉がありましたけども、これは世界的な問題かどうかはちょっと別にしまして、ただ、一番大事なところが、私これ抜けているのではないかと思います。施政方針の中に足りないのではないかと。それが、地球温暖化の問題だと思います。

これは、説明するまでもないと思いますが、今、全地球的には、例えば、スーパー台風が襲ってまいります。生まれる台風はどれもこれもスーパーであると。そのうちに、スーパーマンからウルトラマンに変わるのではないかと、ウルトラ台風というのがやってくるようになる、もうこれは大変な事態になってくる。明らかなのは、海面温度が高いから、それは、温暖化の影響であるというのは容易に推測はできます。集中豪雨も、降れば猛烈な雨、降るばかりではなしに、今度は降らない場合です。オーストラリアでは、もう干ばつで大変な事態になっております。もうニュースを見ると、これはもう野生動物がどれだけ死んでいるのか、本当に悲惨な状態が続いていると。日本ではそういう事態にはなっておりませんが、逆に今度は降るべきものが降らない。これは、ことし嫌というほど私たちは味わさせていただきました。

一方、ヨーロッパの観光地では氷河が縮小しまして、だんだん氷河の氷河尻が標高の高いほうに上げていきますから、昔、散策道が掘っておったのが何にもならん。だんだん奥のほうへ散策道を広めていかなきゃならんという事態も起こっているようです。

南の国では海面の上昇で家が失われている。これは本当に深刻な問題なんですけど、さて、そのためには、温室効果ガスと言われている、主に二酸化炭素ですが、これを削減するしかないんだ。不名誉なことに日本は2回も化石賞をいただいておりますが、何とかしてこういうのは返済したと。お返しをしたいというところなんですけど、でも、やっぱり石炭火力に固執するところはいまだに変わらないようで、またいずれ化石賞をもらうのではないかとちょっと危惧されます。

そこで、次のような問題でありますけど、我が郡上市と大変よく似ている、いや、我が郡上市以上に深刻な村が長野県の白馬村であります。御存じだと思いますが、アルプスの山麓に広がる、まだいまだに頑張っている村でありますけど、それは、ウインタースポーツへの依存が、もう郡上市の非ではない高いとこです。私もたびたび行きまして楽しんでまいりましたが、この白馬村のある高校生が、スウェーデンのあのグレタさんのような、私は運動を始めたと思いますが、署名を始めたらしんです。何とかこの温暖化をとめてくれ、でないと、村が終わってしまう、山に雪がないから、そんなことで始まった運動が白馬村の議会において、村長が気候非常事態宣言をされた。村長が、これは昨年12月の議会の冒頭だそうなんです。

それを受けて、やはりウインタースポーツの盛んな長野県としましても、議会でこれが取り上げられて、県知事が早々に、これ12月6日だという話ですけど、こういう長野県の気候非常事態宣言と

いうのを発表されたんです。この中には、サブタイトルに、2050ゼロカーボンへの決意、県としての決意を固めている。そして、右上のほうに、goals、いわゆるSDGsと称される、あの国連が提唱している人類の貧困をなくして、環境をきれいにして、維持して、そして、人類皆平和で楽しく豊かに暮らしましょうよという訴えかけのSDGsの未来都市です。長野県が未来都市ですという県の宣言をしているわけなんです。下のほうには、自筆の知事の署名もございます。

私は、先ほどの質問と同時に、この施政方針では足りないのではないかというところとあわせて、郡上市においても、郡上市気候非常事態宣言を発してはどうか。

先ほど副市長のほうから、6番議員の質問に対して、市ではこういうことを想定しているというお話がありましたが、それを具体化する決意として、私は宣言をぜひともやっていただきたい。これには、とりあえずお金はかかりません。

以上の2つの点をちょっと市長に伺います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

今年の施政方針の中に環境問題ということで、令和2年度に新しく力を入れて取り組むべきこととしてプラスチックごみと、食品ロス削減問題を上げました。そして、そういうことを含めて、地球環境の保全活動として、市民みんなが地域でできること、これをしっかり取り組むように有効な施策を展開をしまいと、こう書いてあります。私は、この施政方針を書くとき、ちょっと気になっていることがございまして、毎年同じことを書いておるということの中で、各部に、新年度に新しく取り組むようなことを重点に記述をしてくれという、私の指示をしていたということもあって、何となく、今地球環境問題では、とにかくこの温暖化というのは一番だろうと言われれば、全くそのとおりだというふうに思います。それを、決して等閑視しているわけではなくて、こういうふうに、新しいことについてちょっと触れさせていただいたということだと思います。

そういうことで、従来から郡上市は、市としても、あるいは市民の皆さんにもいろいろと、例えば電力消費の問題であったり、ごみの削減であったり、あるいはまた、吸収源である森づくりであったりということで、そういう郡上でできることを地道にやっていきたいと思いますということについては、呼びかけもし、市民の皆さんも真摯にそれに応えていただいているというふうに思っております。

ことしも、こうしたプラスチックごみ、あるいは食品ロス削減問題を新しく、特に力を入れて取り組みますけれども、そうしたことを含めた、この環境保全の市民挙げての推進運動ということの一環の中に、当然この地球温暖化問題というものを、改めて市民の皆さんに認識をしていただくように、そうした幅広い啓発、あるいは運動を進めていきたいというふうに思っております。

また、今、気候非常事態宣言を郡上市もやるべきではないかと、こういうことでございます。こ

としあたりのこの雪の降らない冬というものを迎えて、私どもも、これがずっとこれからも傾向的に続く地球温暖化でなければよいがと。年によって、雪の降る年もあり、また降らない年もあるという一つのそういう地球環境の気象のぶれといいますか、そういうものであってくればよいがと思っております、もしこれが一直線に温暖化へ進むという話であれば、やはり、今、世界が2030年度までに、平均気温が1.5度の上昇以内におさめるんだということで取り組んでいる、ああいうことが、本当に実効ある取り組みとしてやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

郡上市も、非常事態宣言をしたかどうかという御提言でございますが、いろいろとよく検討をしてまいりたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) 気になっていらっしゃったというのは、まさに私もそうであろうと思いがら、これ質問させていただいておるわけです。

私、白鳥ですので、雪には結構敏感なほうです。一番敏感にならざるを得ないのが、屋根に上がるか上がらないで済むかと、ここで大きな経験になるんですが、気候は年変位というのがございます、必ず。多く降るときも、少ないときも、これは上下前後しながら、大きな流れをつくっていくんです、これが気候変動といいます。

私のこの屋根に上るという経験値から見ると、上らなきゃならん回数は減っております、明らかに。これは、多分北部の方は大体おかわりいただけだと思います。ここに2年は全く用がない。その前はちょっと用があったかな。でも、上らなかつたです。雪は屋根で解かせというのを実行いたしまして、そういう流れで見ると、今、市長さんおっしゃったように、これからもこれは続いていくのではないかと。これは容易に推察できます。ですから、この長野県白馬村が深刻な事態になっている。我が郡上市も、降るべきものが降らんということも災害の一つであると、そう捉えるべきだと思うんです。これは、本当に市を挙げて、いや、日本全国を挙げて対応していかなきゃならない問題と思いますが、一つ紹介いたします。こんな紙切れで大変申しわけないんですが、2月の20日、まだ最近ですけども、衆参両議員の有志議員といいますか、超党派の議員連盟が、気候非常事態宣言を国の議会、国会でやらまいかという、そういう議連をつくったわけなんです。これには、我が日本共産党も自民党の議員さんも含んだほぼ全ての議員さんが入っておられます。これは、当たり前、もう機構の変動については、もう党派を超えておるといふ問題ですから、みんながやっぱり一致団結して対応していかなきゃならん。そういう動きが出たばかりなんです。それも一つ踏まえながら、どうか前向きに今の宣言を検討していただきたいと思います。

最後の質問ですが、この環境問題のもう一つは、これも施政方針の中にごさいました。清流長良

川等保全条例の理念の具現化という問題であります。その中に、特定外来植物の除去というのがちょっと書いてあるんですが、これも先ほどの気になっていらっしやったことだと、きっと思いますが、私はもうそのレベルではない、レベルちゃあ失礼なんですが、それを越えた問題として、清流をいかに保持するののかというのは、別な観点で考えなきゃならんと前から申し上げております。それは、郡上市は、莫大な費用の負担をかけながら、すばらしい下水道施設を完備しました。これは非常にすばらしいことだと思って、私は評価しております。

このおかげで、長良川などほとんどの川は、本当に清い流れになっております。ただ、これは、見た目に浮遊物質が少なく、BODが非常によくなったという観点では非常に高い評価を得るべきなんですが、そこに溶けている化学物質については検証できないわけなんです。この化学物質がどういう作用を及ぼすのか。確かに、国の示した基準値以下ではあるかもしれませんが、これが長い年月になりますと、そんなことは言っておれない。これは、推測の域を出ませんが、水生昆虫や、もちろん陸生の昆虫です。水に潜らない昆虫も含めて、非常に多くの昆虫類が減ってきております。これは、薬品のせいではないかというのが大方の見方ではないでしょうか。前にも言いましたように、トンボがいなくなり、チョウチョウが見れなくなり、そして、川を見ても石だけである。そこにすくっている水中生物はほとんど見れなくなる。いないわけではないですが、場所によってはおりますけども、こういう事態を考えると、それを踏まえた環境施策がぜひとも必要になってくると思うわけです。

ちょっと時間がございませんが、その辺をどのようにお考えなのかを最後に伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

清流長良川というのは、確かに見た目に美しいというようなことだけではいけないということは御指摘のとおりだと思っております。したがって、従来からも郡上市としても、市内の河川の水質ということについては、一定の検査をいたしております。これまで、郡上市としては、環境の基準のある監視項目として、チウラム、シマジン、チオベンカルブという3つの物質の水質検査はやっておりました。これからも続けていきたいと思いますが、今お話がございましたように、このネオニコチノイド系というものについてはやっておりませんでした。やはり、水質という意味からすると、できるだけいろんな意味で監視項目というのは、観測をすることも必要かというふうに思いますので、御指摘がございましたようなネオニコチノイド系の7種類の物質についても、新年度から観測をいたしたいと思います。

（4番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ありがとうございます。世界的には、もうネオニコチノイドは禁止の体制で

す。日本はますます残念ながらふえているようですけども、ヨーロッパの国やアジアの国々のほとんどの国が、ネオニコチノイドについては、禁止または制限を非常に厳しくし始めました。これは、さまざまな検査によって、持続性が強く、いつまでも残る。消滅していかないんです、これは。しかも、植物の中に全部浸透しますから、洗ったって落ちない。中に入っていますから。非常に、効果絶大だけでも、人類にとっての効果も絶大以上であると。これが世界の大方の考え方であります。

どうか我が郡上市も、環境、チョウが舞い、トンボが舞うような環境を蘇らせ、そして、私たちの生活にも安全できるようであるようお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は1時ちょうどにします。

（午前11時40分）

○議長（兼山悌孝君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 武藤忠樹君

○議長（兼山悌孝君） 14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問してまいります。

今回、大きく2点について質問をしてまいります。

最初、観光立市郡上についてであります。郡上を磨き、郡上の光を内外に示すという考えのもと、観光立市郡上を政策の旗印として掲げ、取り組みを進められておりますけれども、行政の考えと市民との観光立市への取り組みへのギャップがどうも感じられるんですが、市民はどう捉えているのかと思います。

郡上市の近くには、高山市、下呂市、また白川郷があります。郡上市は、踊りであり、鮎かけである魚釣り、スキー、ラフティング、登山、キャンプ等々、もちろん多くの文化財もまた観光資源もたくさん郡上にはございますけれども、ほかのこういった高山とか白川郷といったところと違った取り組みが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。観光という言葉を聞くと、高山市、下呂市、白川郷を想像してしまいますけれども、郡上市は郡上おどりしかり、白鳥おどりしかり、魚釣りしかり、スキー、ラフティング、登山、キャンプ、その他多くの資源といったものが、私には体験型のように思えます。みずからが楽しむために郡上市を訪ね、体験し、当然またリピーターとして郡

上市へ来られることも多いのではないかと考えます。郡上の文化をみずからの体で体験する、これが郡上市流の観光立市、観光の光を光でなく行うという字に変えたほうがいいんじゃないかなという思いもしますが、行政側の御意見を伺いたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それではお答えをいたします。

観光立市郡上の推進における観光には、国の光を観る、示すという本来の意味を込めております。市民の皆さんには、広報誌やホームページ、会議等の際に観光立市郡上における観光に込められた思いというものをお伝えをしておりますが、なお一層の浸透を図るため、今後も継続的に周知は行っていきたいというふうに考えております。

また、観光立市郡上の取り組みは郡上の宝物や光を磨いて、これを活用することで、地域の活性化を図ることが大きな目的になります。つまり一般的に観光と聞いて思い浮かぶような、例えば集客施設や宿泊施設といったものにとどまらず、歴史や文化、自然環境、景観、商工業、農林水産業、福祉、教育、地域づくりなどを含めて、あらゆる分野の光や宝物を連携させて、地域の総合産業として相乗効果をはかるということが、大切な要素になるということでございます。武藤議員御指摘のとおり、郡上市には、踊り、魚釣り、ラフティング、登山、キャンプ、郷土料理といった体感型の観光メニューが数多く存在をしております。これらの資源は、多くの市民の手によって生かされており、さらに磨きをかけることで地域の個性を發揮した魅力ある独自の資源として、より発展する可能性があるというふうに認識をしております。同様に、水とか風景、森林、芸能、そして農家民宿とか、それから古民家なども観光立市として生かせる資源でありますし、その価値は大きなものがあるというふうに思っています。その中に、郡上ならではの例えば郷土料理やさらに人材という資源を蓄積することで、議員が言われるような郡上市流というものが明確になって、地域の個性を發揮した活動が可能になるというふうに考えております。こうした考え方を踏まえ、市民の方も市民でない方も、共に幸せを感じられる郡上を目指す施策が観光立市郡上の取り組みでございますので、令和2年度以降も引き続き政策の旗印として掲げ、より実効性の高い施策の実現につなげていきたいというふうに考えております。

(14番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 私、いつも思うんですが、郡上おどりと並び評される阿波踊りもありますが、阿波踊りは、どちらかというに見る踊りでありますし、郡上おどりはみずから参加してという踊りであります。だから、そういった違いがしっかり示されてこそこの郡上おどりももっと全国的に広がるんじゃないかなって気もしていますし、ある意味では、観光の観の観るという字も郡上の

いろんなこういった資源といったものはみずからが行う、みずからが楽しむ、そういった文化のような気がします。決してイベントではなくて、みんなに見せるためのイベントではなくて、みずからが楽しむ、そういった昔からの郡上の文化だと思いますので、そういった文化をしっかりと内外に示していただきたいなって気がします。令和2年の郡上市の施政方針の中で市長が言われました観光立市郡上の政策推進の旗印と掲げ、地方創生を積極的に進めてまいりますとあります。その中で、一つ気になっているのは、観光立市郡上の根底を担う基盤産業として中山間地域の特性を生かした多様な取り組みを進め、持続可能な農業農村を目指しますとも言われております。農産物の販路拡大を図るために農家、農産物の掘り起こし、飲食店の需要調査を実施し、両者の効果的なマッチングをする域内消費のネットワーク化に取り組みます。こういう施政方針を出されております。こういったことを考えてみえるのかがお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、武藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずは、農林水産業がいわゆる観光立市の根底を担う基盤産業という形で述べさせていただいた分については、皆さん御承知のとおり、郡上市が広大な面積の中で、農地、林地合わせて約93%を占めると、そういった資源を活用する産業であるということ、また歴史的にも長らくは水系沿いに各集落がある中で、農業や林業の営みとともに、地域コミュニティとしていわゆる井普請とか、そういった形の中で、集落固有の文化が発展し、また、多く行われるような祭礼についても、多くは豊作というか、五穀豊穡を願うような、そういった非常に文化形成の中でも密接な産業であるということ、さらには一般的に言われる観光の中で大きな要素である食を担う産業であるということから、根底を担う基盤産業ということで、位置づけをしながら施策方針の中で事業の展開を出させていただいております。その中で、新規の事業として、大きく来年度打ち出しておるのは、予算委員会の中でも御説明をしましたが、できれば郡上にいろいろある農産物が地域の中で徹底的に流通する仕組み、そして、それを踏まえて、外から来られた方も郡上の美味しい農産物を食べていただける仕組みづくりということで、農産物のネットワーク構築事業を新たに設けさせていただきました。中身的には、1つは、郡上の将来を担う子供たちの学校給食への食材をしっかりと確保する観点もあります。それ以外に、いわゆる飲食店や宿泊業のような外からのお客さんも受け入れるところについても、前々から郡上の産物を使いたい、だけどどこで手に入ればというような御意見もありましたので、ここをしっかりとマッチングをして、流通を進めていきたいと。ただ、これについては、事前にまず供給側の農家の方にはどういった農産物を出せますかと。既に出しているものを競合してはいけませんので、今以上にこういった農産物が出せるかというニーズ調査を先に行いますし、合わせて受け入れ先のところについても、どういった農産物がいつの時期にどれぐらいほしいということそれぞれデータ的に調査をさせていただいて、それをうまくマッチングするという

ような効率的なものを目指していければというふうに思っております。

それ以外にも、当然森林環境税、林業につきましては、森林環境税が増額をされておりますので、郡上の根幹資源である森林、山林の整備のほうをこの環境税を使いながら進めさせていければと思いますし、また、一部獣害対策等もつけ加えさせていただいておりますが、こちらについても、観光というのは、本当にちょっと考え方の話として、僕は光を見るものである。光というのはやっぱり優れたものであり、活力あるもの、いわゆるエネルギーのようなものです。それを見られた方が、あすからの糧として、頑張ろうという気持ちになれるもの、これは本来のわかりやすい観光であるというふうに思っておりますので、例えば獣害対策についても、大変郡上市は、捕獲と柵の設置の中で、全国的にも先進的な事例ということで、多くの全国各地の県議会とか、市議会とかいろんなところから視察に見えています。結果、来られた視察の方が、郡上市の獣害対策を参考として、まさに地域の獣害対策に取り組む、これは本当に観光、見る者に力を与えてその後に活かしていくというものでありますので、すべからくこれは獣害対策、一例ですけども、ほかのものでも、担い手対策であったり、新規就農支援とか、いろんな事業をやっていく中で、まずは地域の中の皆さんが活力あるような農林水産業の施策を推進し、それを糧として、全国から多くの方が参考にされるような働きかけを進めていければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) よろしくお願ひいたします。私、昔、大和のおがたまへ食事に行って、その中に深戸ネギ定食というものがあまして、それを食べた記憶がありますが、この前行ったらもうないんです。せつかくあったのにと思っております。そういったやっぱり個性あるメニューをしっかりと郡上市流として開発して行ってほしいし、それがみんなに広がっていけばなという気がしますんで、お願ひいたします。

また、郡上市流のやっぱり宿泊の形態もさまざまな形があってもいいんじゃないかな。この前、積翠園のほうはああいった都会的なすごく立派なものをつくっていただきましたけれども、この前テレビで外人さん見ていたら、私たちは畳の上に布団を敷いて寝たいという外人さんも見えました。そういう希望をされるインバウンドの方も見えますので、例えば、郡上であるならば、農家民宿をもっとふやして、例えば囲炉裏を囲んで食事をする、そんな形も郡上市にはあってもいいんじゃないかなという気がしますし、そういった形態で農家民宿をやられても、おもしろいんじゃないかなという気がしますし、また、料理のほうも郡上市特有のものを新しい郷土料理として多くの女性の方にまた開発をしていただけたらなと思いますので、そういった努力もしっかりしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。市長は、この観光立市郡上、僕は、この観光立市の観と光を本当は関西の関に行うという関行立市に変えたいなあという、どうもこの観光という字が

余り好きじゃないんですけれども、その辺の考え方の違いだと思いますけれども、市長に、もしそれに対する御意見があったらお伺いしたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、私は、今日本でツーリズムという言葉であらわしている、この観光、国の光を見るという、中国の易经という本からとられたこの言葉が大好きです。私は、これが、国の光を見るというその地域の優れたものを見るということ、あるいは、逆に見るじゃなくて、しめすとも読むというところに特に思い入れがございまして、そういう意味で、郡上もしっかりいいところを磨いて、内外に示そうではないかという心意気を示したつもりでございまして。おっしゃるように郡上は、高山や飛騨や下呂と、それぞれ持っている観光資源が違いますので、おんなじことをして後を追従しても、それは余り効果がないのかもしれないので、おっしゃるように、いろんな体験型というか、みずから行う、そうした観光というものに力を入れていくというのは全く同感でございまして。そういう意味で、観光という光を見ると言っておりますけれども、世の中に体験型観光という言葉もありますし、そんなに気にすることはないというふうに思っております。むしろ実質をどんなものを打ち出していくかということではないかと思っております。私ども、よそへ行ってよく、先ほどお話に出ましたけれども、郡上踊りも、私どもの郡上踊りは、見る踊りではなくて、踊る踊りですという言い方を決めたキャッチフレーズで言っておりますけれども、そんなふうにみんなで参加をしてくださいという呼びかけ、そういう特色を今後もやっぱり訴えていくというのは非常に大切だというふうに思っております。観光立市郡上ということで、打ち出してやっておりますが、市民の皆様の中にもまだまだもちろん私どものその十分な説明といたしますか、あるいは実績等で示していく必要があるもので、これはそんなに短時間ではいかないと思っておりますけれども、この観光立市郡上というのをゆるぎない施策としてやっていきたいというふうに思っております。おっしゃるように、食にしても、あるいはそういう宿泊場所にしても、やはり郡上らしさ、特色を出していくということは非常に大切なことだと思いますので、できるだけそういった面はみんなで工夫をこらしていければいいんじゃないかというふうに思います。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。実は、私、1つ苦い思い出がありまして、昔、八幡の観光協会で所属しておりまして、八幡には橋の上から子供が飛び込む、ダイビングをする、そういった子供の遊びがあったんですが、あれを変装踊り飛び込みコンクールか何かでイベントにして、けが人が出て、今中止になっておりますけれども、なんかああいうものも、郡上にある文化というものをすぐイベント化してしまうというところが、どうも感じられるんです。僕はいつも言うんですけども、郡上踊りはイベントではないよと、あれは郡上の文化ですよと言うんですけど、あれ

をイベントとして捉えて、あれで全国的に観光資源としてと言われると、何となく地元の人がではなしに郡上以外の人が踊りを踊ってみてというような形になってしまうような気がして、もうあれはしっかり郡上踊りは文化としてこの郡上に根付いて行ってほしいなど。郡上市民もそういった形で自分たちの文化として郡上踊りを捉えて行ってほしいなって気がしますので、今後、そういった形で郡上踊り、いろんな郡上の文化といったものをみずからが守っていくという姿勢をとってほしいなどという気がしますので、よろしく願いいたします。

次の質疑に移ります。

これは、非常に難しい話なんですけれども、最近、インターネットに載っていた記事なんです。これは多分外国の方が書かれた文章だと思いますが、ちょっと紹介します。子ども嫌いの日本人という題なんですけど、

日本人はなぜほかの国に比べ子ども嫌いの人が多いのでしょうか。インターネットでよく見ますが、バスや電車で赤ちゃんが泣いたとき、怒り出す乗客の話聞いてショックを受けました。お母さんは子どもを抱いて降りなければいけないなんて、女性はなんてかわいそう。日本での子育てするのは大変だと思いました。私は海外に住んでいますけれども、どこの国の人も、子どもは泣くものという感じで、電車で赤ちゃんが泣いても温かい目で見守ってくれるか、一緒にあやしてくれるか、結構みんながおおらかです。怒鳴る人なんていません。確かに、子どもは大人に比べたらうるさいし、マナーもないし、言うことも聞かないかもしれません。でも、私たちが子どもの頃はみんな同じだったと思います。そんなことをしていたら、女性がますます子どもを生むことを躊躇する人がふえて少子化がとまらなくなりそうです。あれほど日本人の嫌っている韓国人でさえ、赤ちゃんが泣いたらサラリーマンのおじさんやおじいちゃんたちでさえあやしてくれます。泣いている赤ちゃんや母親に向かってうるさいだなんて怒鳴っているのは日本人ぐらいだと思います。諸外国は日本人に比べたらマナーやモラルが低い国もあるかもしれませんが、でも赤ちゃんやお母さんに対する公共の場での温かい視線は日本人が見習うべきだと思います。放任の親のことを言っているのではなく、子どもを一生懸命あやしたりしていても、泣き出したりする子どもは仕方ないと思います。

こんな文章がインターネットに載っておりました。そう言われてみるとそんな部分が外国人には、日本人をこういう目で見ているのかなという思いもしました。

確かに、きのうも質問ありましたけれども、郡上市は子育ての日本一を目指すということでしたけれども、もちろん経済的な面も必要ですけども、こういったソフト面も非常に必要なような気がするんです。日本人が子どもを好きになるということは大事なことだと思いますが、これについて市長はどうお考えでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、このインターネットに載った記事は、ちょっと不確かですけども、日本へ来た外国人なのか、あるいは、普段在外邦人といいますか、外国に住んでおられて、たまたま、ときどき、日本へ帰ってこられたというか、そういう方が投稿しておられるのか、ちょっと投稿者がどういうお立場の方なのか、ちょっと、わかりませんが、私も、この記事は読ませていただきました。確かに、そういう非常に混んだ地下鉄の中とか、いろんなところで、子どもさんが泣いている場合に、それをうるさいといいますかね、そういうようなことで、やはり、険しい目で見たりとか、あるいは、それに耐えられなくて、お母さんが列車をおりるとかというようなことがあるのかもしれないけれども、基本的には、それは、もし、そういうことはあるかもしれません。人は、いろんな自分自身がそのときに置かれた状態、どんな気持ちでおられたか、何か、非常にせっぱ詰まった気持ちでおられることもあるかもしれませんし、また、全体が非常に混み合う乗り物の中とか、いろんな環境の中で、非常に人が密度濃くおられるようなところで、赤ちゃんですから、泣き声を上げるというようなことに対して、うるさがるというような、あるいは、そういうことで、どうしても肝要な態度がとれないということはあるかもしれませんけれども、これは、しかし、片一方では、環境のそういう面等があるかもしれませんが、ここの投稿者が言うように、こうしたことをもって、子ども嫌いの国とまで言う必要はないのではないかと。そういうこともあると、そりゃ、人間はいろいろですから、その場その場でいろんな反応もしますし、元来よく言われる子ども嫌いの人もいるわけでありまして、日本全体がそういう非常に赤ちゃんや赤ちゃんを背負ったお母さんに対して不寛容な国ではないと私は思っております。

この話を聞いたとき、私、真っ先に思い出したのが、渡辺京二さんという方が書いた「逝きし世の面影」という本があります。この本は、幕末明治のころに日本へ来た外国人が、日本に出会っていろんなことを言っている、記録をしている、それを書いた本なんですけど、この中の第10章が、「子どもの樂園」、子どもの天国日本ということなんです。これは、日本へ幕末明治に来た外国人が、まだ当時ですから、車もありません。まさに往来で、子どもたちが傍若無人に遊び回っている。それを本当に大人たちがにこにこして見守っていると、こういう姿を見て、子どもの樂園、日本は子どもの樂園ということを最初に言い出したのは、初代の駐日英国公使オールコックという人ですけども、この人がそういうふう言い出して、みんなも、私たちも、そう思う、そう思うと言って、幕末明治に日本へ来た外国人は、みんな、日本というのは、何て子どもに優しい親切な注意深い国なんだろうということを感じて書いております。大森貝塚を発見したアメリカの学者のモースという人も、「日本その日その日」という本を書いているんですけど、「私は日本が子どもの天国であることを繰り返さざるを得ない」と、「世界中で日本ほど子どもが親切に取り扱われ、そして、子どものために深い注意が払われる国はない」と。「にこにこしているところから判断する

と、子どもたちは、朝から晩まで幸福であるらしい」と、こう書いてあるんですね。

それから、英国人のイザベラ・バードという女性の旅行家がありますが、「日本奥地紀行」という本を書いた人ですけども、この人たちも男たちが本当に子どもをかわいがって、みんなが子どもを、2歳ぐらいの子どもをみんな親が抱っこして、そして、みんな集まって、朝から子ども自慢をしとるといような情景が書かれていますけども、日本はそれほど、子どもを大切にしてきた。大切にするというのは、そして、この本に書いてありますが、単なるそれは気分じゃなくて、一つの文化、能力だと日本人のですね、というふうに外国人も見たということでもありますので、私たちのDNAの中には、やはり、子どもたちを大切にする。そうした大切に育てる。それも我が子だけでなく、我が子がかわいければ、他人の子もかわいいですよ。そういう大切にするという気持ちが昔からあったんじゃないかというふうに思います。それが、きのうもいろいろ議論をしましたが、この経済至上主義のような世の中、あるいは、自分さえよければいいというような中で、幾分減ってきたということに、このインターネットなんかの言っておられることが一つの警告として受け取る必要もあるだろうというふうに思いますが、それほどの国に成り下がってしまったというような悲観をすることはないんじゃないかというふうに思います。

確かに、子どもは、なかなか傍若無人ですし、私たち、今の生活様式がだんだん三世帯居住とか、そういうようなことから変わってまいりました。そういう中で、子育てをした経験のある人でも、子どもたちが離れていくと高齢者夫婦だけで静かな生活をしているというような中へ、子どもが闖入してくるとなかなか疲れるものでございまして、「来てうれしい、帰ってうれしい孫の顔」という川柳がございまして、お盆や正月に、やあ、来てくれたというんでうれしいんですが、そのうち、ちょっとくたびれてまいりまして、帰っていくとおじいさんとおばあさんと、やっとなんていって、ほっとするような一面があるわけですね。それは何らかに、そういう子どもというものをつき合う中に、確かにそういう面があると思いますけども、基本的には、そこには、やはり温かいものが私は日本人には流れていると、そういうものを忘れないで大切にしたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 武藤忠樹君。

○14番(武藤忠樹君) ありがとうございます。都会のほうの、都会という言い方は悪いですけども、郡上では考えられないことが、多分、東京とか、大阪とか、名古屋では起きているのかなという気はしないでもないですけども、やっぱり、日本人、戦後、本当に経済的なものと、また、非常に効率をとうとびまして、非常に子どもというのは非効率の塊みたいなもので、だと思しますので、そういった意味で、こういうような文化を、そういう面を見て言っているのかなという気がしております。私も市長と同じような考えで、決してそんなふうはないと思ったんですけども、こんな記

事を書かれると、ええ、そういう目で見られるというのは、非常にショックだなという気がしましたので、こんな質問をさせていただきました。

もう一つ、これに関連してですけども、NIMBYというんですか、「Not In My Back Yard」、「うちの裏庭にはつくらないで」。これは、迷惑施設は自分の近くにつくらないでねって、これは、もう一つの添付しとききました、待機児童の多いところに幼稚園をつくらうとして、うちのそばには幼稚園つくらないでねと言った人の、これも投稿なんですけれども、このNIMBYも、大きな話で言えば、沖縄の基地ですし、原子力発電所であり、いろんなことで、自分の必要なことは認めるけれども、自分の近くにつくられるの困るといった、そういった意味で、このNIMBYという言葉が使われているんですけども、私もPTAの経験がありまして、PTAでいろんな行事があります。そうすると、その中で1番困ったのはやっぱり運動会。運動会ですと駐車場の問題が出てきて、違法駐車をしたり、駐車場に車をとめた後に非常にごみが落ちていたりとか、また、グラウンドのほこりがひどくて洗濯物が汚れるとか、いろんなクレームをつけられた、それで謝りにいったという経験もありますけれども、郡上では、そういったことは、学校施設、教育長さんにお伺いしたいんですけども、そういったことは、郡上市では起きていないのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 議員が言われるように、苦情ばかり言い、みんなで協力して学校を見守っていこうという温かさが消えていくことは、これからの社会に大きな課題であると考えております。現在、市内の小中学校で開催されている運動会、体育祭において、地域住民からの苦情が教育委員会に寄せられているという話は聞いておりませんが、しかし、それは、私どもの耳に入らないだけで、もしかしたら、学校でとまっているという場合もありますし、議員が心配されるようなことが起きているとも考えられるわけではございます。

（14番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） それならいいですけども、学校の先生方が、そういった学校の行事を行うときに、周りの住民の方に頭を下げて頼まんらんような、そんな郡上市であってほしくないと思いますので、ぜひとも、情報も得ていただいて、今後取り組んでいただきたいと思います。

大体質問はこれだけなんですけれども、1つだけ、最後に紹介いたしますけども、僕ここ好きで、和良の議長さん、戸隠神社ですか。ここ、ちゃんと、こういった、パワースポットのマップというのが置いてあるんです、神社に。こういった郡上市のいろんな史跡ありますけども、こういったパンフレットを置いてあるところって、ほとんど郡上市にはないんですよ。こういったものがあると、ここを訪れた方は、その地域の歴史がわかる。郡上の文化がわかるということもありますので、ぜひ

ひとも、これは、それぞれの地域振興事務所の仕事かもしれませんが、こういったものも用意していただいて、郡上市の観光立市を目指すというのであれば、郡上市の自分で自分を自慢していくというような、そういった観光立市を目指していただきたいと思います。

とりとめもない質問になりましたけれども、先ほどの市長さんからいただいた戦前、戦前と言ったらおかしいのかな。昔は本当に子どもが大事された日本であったというお話を聞いただけで、きょうは満足いたしましたので、ぜひとも、これから日本もそういった形で、子どもとつき合っ、少子化問題なんてことがなくなるような郡上市であってほしいと思いますので、あってほしいと思います。それを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。きょうはありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（兼山悌孝君） 続きまして、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。

本日、私の質問は1点のみとなります。職員の働き方についてという質問をさせていただきたいと思ひます。

なぜ、この質問をしようかなと思ひしたのは、今、国のほうで、働き方改革というものが唱えられて、進められております。その中で、この我が本市郡上市の職員の方たちはどのような形で働き方をされているのかということを含めまして、質問をさせていただきたいと思ひます。

多分、皆さん、御存じだと思いますが、一応、改めて、ちょっと僕も調べてきましたので、説明したいと思ひます。

なぜ、働き方改革というものが言われて、それが必要なのかということでもあります。これは、ちょっと僕もインターネットを使って、情報収集をして、ちょっとまとめさせていただきました。

なぜ、働き方改革をする必要があるのか。それは、1億総活躍社会実現のための手段ということでもあります。1億総活躍社会とは、少子高齢化によって、日本の人口がどんどん減少していく中で、50年後も今と同じ1億人の人口を保つために、職場、家庭、社会とありとあらゆる環境で生きている全ての人が活躍し、人口減少を食い止める社会の実現を示す。1億総活躍社会イコール労働力の確保が目的。なぜ、50年後も1億人の人口を保ち、全ての環境の人が活躍する必要があるのかという労働力を確保するため。少子高齢化がこのまま進むと、日本の総人口はどんどん減っていきます。分母が減れば、当然、現役の働き世代も減りますので、日本全体の労働力不足につながり、労

働力が不足すれば、日本の経済は発展するどころか、停滞すると。つまり、将来の労働力を確保するために政府が掲げた3つの政策が、1つ、女性や高齢者の社会進出促進により働き手をふやす。出生率を上げて、将来の労働力のもととなる人口をふやす。労働生産性を上げること。この3つの政策をまとめたのが働き方改革と言われます。つまり、働き方改革とは、1億総活躍社会の実現の手段であり、1億総活躍社会実現の根本には、将来の労働力を確保する目的があるというようなことでありました。背景には、このような深刻な労働力不足、そこから、労働力不足の解消で、働き方改革の3つの柱といたしまして、長時間労働の解消、非正規と正社員の格差是正、高齢者の就労促進、こういったものが働き方改革だということでありました。この働き方改革をこのように国が掲げまして、進められている中、私も地域で活動しとる中で、民間企業では、本当に働いている皆様におかれましては、働きやすい環境の整備が整ってきていいのかなと思っております。半面、企業の社長などお話をしておりますと、逆に人手不足の中から、こういった働き方改革によって仕事をしていく、会社を運営していくにも大変だなという声も聞いており、さまざまな意見があるのかなということでは思っております。しかしながら、こうやって、国のほうでは、働き方改革が進められております。

民間企業でいきますと、労働基準法というものがございまして、その法律の中で、労働者と一緒になって仕事をしていく、会社をやっていくというような形であります。公務員の場合は、公務員の労働規則を定めた法律の勤務時間法とか、及び、人事院規則に従って働くことになっており、こういった労働基準法は適用されないということは知っておりますが、こうやって、国のほうが働き方改革が進められる中、郡上市の職員の労働状況等のことについて、働き方について質問をさせていただきたいと思っております。

最初は、確認を含めて端的に質問をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

1番、残業、休日出勤の現状はというふうに掲げております。現在、職員の方たちは、正職員の方たちは仕事をさせていただいておりますが、まず1番目に、残業するに当たっては、どのような手続をとってやっているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

職員の時間外勤務は、命令権者であります管理職員が事前に命令することを原則としております。時間外勤務を命じた場合は、時間外勤務を行おうとする職員が事前に従事時間、それから、従事内容を時間外勤務命令簿に記入しまして、管理職員に提出し、管理職員が押印をすることになっております。しかし、部署によっては、夜間、休日における緊急な対応が必要な場合もありますので、そのような場合には、口頭による承認も認めております。また、時間外勤務を行った場合には、そ

の翌日または直近の勤務において、時間外勤務の実績を、また管理職がさらに確認をしまして、確認を押しということもしてございます。

働き方改革ということで、市のほうは、昨年度、長時間労働抑制のために、昨年度というか、31年の4月に施行しましたが、郡上職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正ということで、それと同規則によりまして、時間外勤務命令を行う上限を定めております。原則として、月45時間、年360時間というふうにしてございます。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 続きまして、次の質問をしたいと思いますが、その中で、まず、今、上限があるというお話がありましたが、残業時間は月平均どれぐらい現状あるのかということと、また、残業時間は多い部署で部署別にどれぐらいあるのかということをお教えいただきたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 職員1人当たりの1カ月の平均時間外勤務時間は、平成28年度では7.5時間、平成29年度では7.9時間、平成30年度では8.2時間でございます。現在のところ、大きく増加するような傾向にはないというふうに考えております。この時間外勤務が多い部署としましては、平成30年度には、建設部や市民病院が月平均15時間で、商工観光部が月平均12時間ございました。建設部については、御承知のとおり、豪雨や台風による災害の対応、それから市民病院については、医師の時間外勤務の増加であるとか、それから育児休業を取得する職員が増加したことなどによる他の職員への負担増というような要因がございました。

なお、過去5年間の実績からは、商工観光部であるとか消防本部、教育委員会が多い傾向にありますが、おおよそ時間外勤務の多い部署は月約10時間、他の部署は月4時間程度でございます。これが、厚生労働省が実施しております毎月勤労統計調査によります令和元年のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定外労働時間でございますが、月平均が14.3時間でございます。それと比較しますと、本市の時間外勤務の平均時間数は決して多くはございませんが、個人別に見ますと月45時間近い時間外勤務を行っている職員も見られますので、随時管理職へは指導を行い、所属職員の担任業務の偏りを見直すとともに、業務改善、スリム化等による業務量の適正化を図っていくということも行っておるところでございます。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 市民の方に聞きますと、教育委員会、または今の産業プラザ、本当に夜遅くまでいつも毎日電気がついているなあということをお聞きします。今の質問の経過からいきますと、一人一人の残業時間は少ないかもしれませんが、こうやって毎日別々の人が残業しているのか

なあなんてことは思いますが、そういったことは聞いておりますのでここで一つ報告をさせていただきます。

続きまして、質問に入りますが、今はそういった残業のこと、職員の方を聞きました。話を聞きますと、管理職の方は残業という計算というんですか、概念というんですか、そういったものがないということをお聞きしました。そのあたりの状況はどうかということと、または、管理職の方が残業しているということは把握しているのか、また把握してあるのであればどれぐらいの時間されているのかということをお聞かせください。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 御承知のとおり、管理職員には時間外勤務手当というのは支給されません。しかし労働時間の把握のために、郡上市では集計を行っております。平成30年度の実績では、部長級職員は月平均約2.5時間、課長級職員が月平均約6時間のいわゆる時間外の勤務時間でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 続きまして、端的に聞いていきますが、世間ではサービス残業という言葉があります。残業しても残業手当が支払われないというものがあるとされており、郡上市役所においてはそのようなことは、実態はあるのかということをお聞かせください。

○議長（兼山悌孝君） 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 時間外勤務命令を行った勤務時間と、それから職員が在庁していた時間とは必ずしも一致するものではありませんので、サービス残業といわれるものの把握は大変難しいと考えますが、定時退庁の推進でありますとか、時間外勤務の事前命令の徹底を行うことなどによりまして、適切な時間外勤務時間の管理に努めているところでございます。

（1 番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 最後にもう一つ聞きます。休日出勤はどれくらいあるのかということをお聞きしますことと、含めて、休日出勤をした場合に代休は皆さんとられているのかということをお聞きます。

○議長（兼山悌孝君） 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 平成30年の、これは歴年のデータになりますけれども、職員1人当たりの代休の付与時間の平均は約10日、時間にしますと81時間でございます。その取得率は約68%でございました。

なお、29年度の取得率が約75%でありましたので、平成30年度については特に豪雨や台風による

災害の対応等のため、代休の付与時間が増加したということもございますし、災害対応が長期間にわたったということなどによりまして、代休の取得率が減少したのではないかとというふうに捉えております。

(1 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1 番(三島一貴君) 続きまして、2 番の質問も一緒にさせていただきたいと思います。

長期病気休暇している職員数ということですが、病気になって長く休まれる職員の方もみえるかと聞いております。今現時点ではどれぐらいの職員の方が休まれているのか、または、一緒にその対応はどのようにされているのかということをお教えください。

○議長(兼山悌孝君) 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 本年3月1日現在で病気休職となっている職員は3人おられますが、そのうち2人はメンタルの不調での休職となっております。このメンタル不調者の過去5年間で年度別に見ますと、年に1人から6人の間で推移をしております。

平成30年度における地方公務員健康状況等の現況という調査がございます。この調査は、対象団体が全国の342団体で約76万人の職員が対象となっております。その調査結果では、精神及び行動の障がいによる長期病休者、主にメンタル不調者と考えられますけれども、その10万人率が1,472.5人と、10万人にしますと1,472.5人であり、発生率は年々増加しております。その率を本市の職員数に当てはめてみますと、本市の場合約12人が平均的なメンタル不調による長期病休者の数ということになりますので、年に1人から6人であります本市のメンタル不調者の数は全国的に見れば少ない状況にあるというふうに考えます。

このメンタル不調者の一次予防としましては、平成28年度よりストレスチェックを実施してきて、職員自身のストレスへの気づきを促すことやその対処の支援、それから職場環境の改善などを通じまして、メンタル不調を未然に防止することを目的として実施しております。このストレスチェックの結果により、高ストレス者と判断された職員には、医師による面接指導の勧奨を行って、当該職員から申し出があった場合には医師の面接指導を実施することとなっております。

なお、この面接指導の結果により、とりわけ対応の必要があると認められる場合には、医師の御意見等を勘案しまして配置転換や時間外勤務の制限など、就業上の措置を講ずることもございます。

また、職員個人の調査結果をもとに所属部署、年代、男女別等の集団で分析を行うことにより、職場におけるストレス要因を評価し、その結果を職場環境の改善につなげるということで、ストレスの要因そのものを低減させることもストレスチェック制度の目的でありますので、この分析結果につきましては、衛生委員会などを通じまして各職場にフィードバックをしているところでございます。

このほか、御承知のとおり、市に保健師3名によりまず体と心の相談員を設けておりまして、職員からの相談を通じてメンタル不調者の早期に把握ということと、健康管理医を交えて毎月行っておりますケース会議において、相談内容を分析しまして相談者への適切なアドバイスを行うことや病院への受診につなげること、また職場の管理職員などが適切な対応をとることができるよう指導などを行っております。

またこのケース会議においては、メンタル不調により病気休暇・休職となっている職員の職場復帰の支援なども丁寧に行っているところでございます。

(1番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) 確認のため、いろいろと質問をさせていただきました。

続きまして、3番へ、本題へ入らせていただきます。

職員の定数は適正かという質問でございます。今さまざま質問をさせていただきまして、現状の確認をさせていただきました。答弁の中に、ほかの事例と比べると郡上市は少ないであろうというふうなお話もございましたが、現状残業もございます。または、いわゆるサービス残業という現状もゼロではない、ある可能性があるということでもありますし、または長期的に休んでいる職員の方もみえます。やはり適切な職員数なのかなあとということを思います。先ほども言いましたように、本当に夜もずっと電気がついておるなあなんていうことも、声も聞いております。

私、初めて議員ならさせてもらって、4年間この議会を行うときにもこうやって市役所へ来させてもらっていますし、または地域の活動のときに市役所へ来たり、振興事務所へ行ったり、または公共施設へ行ったりということで、職員の方の皆さんの働いている姿を見させていただいております。本当に皆さん一生懸命仕事をされているのかなあと感じておって、感謝をしておるところであります。ただし、反面、こういった結果が出てきているということは、裏のほうでは大変なちょっと苦労もされとるのではないのかなということを思っております。

やはり、仕事量に対して、適正な職員数というものはどうなのかなということを思います。やはり残業があるということは仕事量がたくさんあるからだということになりますよね。ですので、そういうことに対しては、職員の方を減らすばかりではなくて、やはりしっかりと適応な人数が必要なのではないのかなと考えます。

定員適正化計画では、制定されまして、計画どおりに職員を削減してきておるという報告も聞いております。また、平成31年には計画を見直して、令和6年までの計画を立てられました。そんなことも確認をしております。

また、予算委員会でも質問させていただきましたが、せっかく各部署でいい施策を出したり、またいい助成金の話を出しておっても、なかなか市民に伝わっていない。例えば、職員の方が業務で

手いっぱいでもまだそのところまでたどり着かないのではないのかなということも思います。

本当に職員の方に無理がかかっているのではないのかなということをいろんな面で見せていただいておりますが、そのあたりのことで、本当に定員数は適正なのかという質問をさせていただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 以前の定員適正化計画を改定する際にも御説明はさせていただいておりますけれども、適正な職員数を見込む手法としましては、多くの自治体が採用しているのは類似団体との比較をもとに職員数を見込むことでございます。比較の方法は複数ございますけれども、人口と産業構造の2つの構造の要素を基礎として分類した試算では、現在の本市の職員数よりも類似団体の平均職員数は少なくなります。一方で人口と面積を基礎とした分類による試算では、逆に類似団体の平均職員数のほうが多くなるという結果もございます。

そこで、本年度に実施しました定員適正化計画の3次改訂に当たりましては、全国の地方自治体の一般職の職員が平成30年度まで4年続けて拡大し、計約1万人が増加してきているという現状であるとか、県内の他市においても職員数が増加に転じている市が多くあることなど近年の自治体職員数の動向を踏まえるとともに、人口減少や少子高齢化の対応、また多発する自然災害など、本市の山積する課題に立ち向かっていかなければならないこと、また新たな行政需要への対応などにマンパワーが必要になるということで、平成30年度の実職員数を基準としましてその数まで増員をして、その職員数を維持して適正な定員の管理をしていくということにいたしましたところでございます。

今後、この適正化計画に基づきまして、施策や事業が円滑に推進できる組織体制の構築に取り組んでまいりたいと考えておりますが、今年度の職員採用においては、現下の厳しいといいますが、雇用情勢の影響を受けまして、予定していた職員数、特に一般職の一般事務職など普通会計職員が一定数確保できなかったということがございまして、それ以外にも退職者が想定数よりも多かったということも、そういった要因もありまして、令和2年度においては本計画で目標としていた職員数に達していないということが現実でありまして、職員の皆さんの負担軽減につながらなかったことは大変申しわけないと思っております。

令和3年度に向けまして、引き続き職員の確保に努力をしてまいりたいというふうに思っております。

（1番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 労働力不足ということで、人手不足ということで、そういった計画に乗れなかったということは本当残念だと思っております。

今、本市では、会計年度採用職員——言い方、名前が変わって言われておりますが、ちょっとこ

のことについてお聞きしたいと思います。

ここ数年のこの会計年度採用職員の採用数の推移をちょっと教えてください。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） おっしゃいます会計年度任用職員ですけれども、ことしの4月1日から施行ですので、これまでは日日雇用職員でございました。その臨時職員は、臨時の業務が発生した場合や定型的または補助的な業務を行っていただく場合などに雇用をさせていただくもので、必要性を毎年度精査しております。

その雇用の実績としましては、いわゆる週20時間以上勤務いただいた臨時職員の数は、平成29年度が481人、平成30年度が439人、令和元年度が473人となっております。このように特段の増加はしておらず、また令和2年度より会計年度任用職員への移行になりますけれども、今年度と同程度の職員数になるというふうに見込んでおります。

（1番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 失礼いたしました。会計年度任用職員ですね。僕、採用職員と言いました。任用職員ですね、ごめんなさい。訂正いたします。

増加をされとらんということではありますが、先ほど言ったように、ある公共施設へ行くと、正職員の方が1名いて、あと何人か職員の方見えるんですけど、全てこういった臨時雇用の方だというようなことも目にさせてもらったこともあります。

やはり会計年度任用職員という方は、今まで臨時ということですので、1年日日雇用とか言われました。1年契約でということ、今言われたように臨時的な仕事をということではありますが、やはり業務に対する責任の持つ重たさというか、持つあれが違うと思うんです。そうすると、正職員の方にすごい負担がかかってくるのではないのかなということを思います。心配しているのは、正職員の人数は減らしていくんですが、ここでいう会計年度任用職員の方がふえてくるのではないのかなという心配をしたもんですから、お聞きしましたが、そんなことはないのかなということを、今の数値は思いましたが、間違ってもそんなことにならないような方法をとっていただきたいと思えます。

次に、4番の働きやすい環境整備ということで質問させていただきます。

先ほど聞いたように、計画していた職員が集まらなかったということでもあります。本当に今後人手不足の中から、職員数をふやしていこうと思ってもふえないということで、大変だと思います。

その中で、今みえる職員の中の方で、どれだけ効率よく仕事をしていただくのかなということも大事だと思っております。

やはり、業務の見直しということで、今やっている業務もしっかり見直して、まだまだ効率のい

いやり方があるんじゃないのかなということ、調べていただきたいと思います。業務の効率化、軽減への取り組みということでお聞きをしたいと思います。

今、ITとか、ICTとか、そういったことではやりがございまして、またはAI、そんなことでさまざまな業務改善の方法が出ております。またRPAという言葉がございまして。これはロボティック・プロセス・オートメーション、日々流れ作業のようにして、業務でパソコンに入力する仕事を、ソフトを使ってやり方を覚えさせれば、ソフトがAIのように、どんどん入力業務をしていくという技術も今、発達してきておりまして、よその地方自治体とかでは導入しているところもあります。このことに対しては、業務によってできるできないということもありますが、こういった最新技術もできております。

また、これも予算委員会でも質問させていただきましたが、いろいろな会議のあり方、議会でも一つでもそうですが、こんなに分厚い紙資料が配られます。これを印刷製本する手間というのは、物すごい労力がかかっていると思うんですが、こういったことも、こういったIT関係の技術を使ってやっていけば、それをつくる時間、効率もなくなって、業務の効率化ができるのではないのかなということをお聞きしたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） 本年度5月に策定いたしました、第3次郡上市行政改革大綱では、5つの基本方針の中で、社会経済の変化に対応した行政運営というのを掲げまして、限られた財源や人材等を活用して社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、自治体のマネジメント資質の強化をしていくというふうにしております。

そのため、財政運営の観点からも常にスクラップ・アンド・ビルドを意識した事務事業の見直し等を進めまして、限られた職員数で効果的、効率的な行政運営を目指すとともに、各種行政手続の簡素化、効率化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど、議員申されました、AIであるとか、それからRPA、AIは人工知能ですし、RPAは御説明いただいたとおり、定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するというものでございますけれども、その導入に向けた実証実験や実際に導入に至った事例も多くあることは承知をしております。

私見ではございますけれども、自治体の業務改善には現在のところ、RPAのほうがより多くの業務において活用することができるので、効果が期待できるのではないかと考えております。

そこで、次年度においては、RPA導入の具体的な検討を行うよう、既に担当課に指示をしていたところではございますが、一定の導入経費が少なくはないということもあります。

それから、既に導入した自治体において、業務の効率化につながらなかった業務があって、手動に戻したというような事例もあることから、よく検討を行いまして、導入に当たって、慎重に判断をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

(1 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1 番(三島一貴君) 人件費を考えれば、かなりの経費削減になるのかなとも思います。また慎重にしっかりと研究されて取り組むことをお願いしたいと思います。

5 番の質問に入ります、定年延長についてはということでお聞きします。

現在は60歳の定年ということでありまして。そして再任用制度を実施しておいて、定年された職員の方をまた定年後就業してもらっているという現状だと聞いております。

また、国のほうでは、令和3年度より定年延長を検討しているということも聞きました。まだこれは決定ではないようなことも聞いておりますが、郡上市において、定年延長ということは、どう考えておるのかお聞きすることと、また、管理職のこともお聞きしたいと思います。

定年が近くなりますと、皆さん管理職につかれるということになりますが、これは今後定年が延長されたときの管理職の取り扱いはどのようになるのかということをお聞きします。

○議長(兼山悌孝君) 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長(日置美晴君) 2月25日の報道では、与党の行政改革推進本部が、国家公務員の定年を60歳から65歳に延長する関連法案に、異論を唱えているというふうにされておりましたが、2月28日の内閣・国防・法務合同部会において、関連法案が了承されました。

ところが、3月6日に行われました、自民党の総務会においては慎重な対応を求める意見が相次いだため、了承が見送られまして、本日10日の総務会で再度議論するというふうな報道がございますので、確定的なことは申し上げられませんが、当該法案では国家公務員の定年を2022年度、令和4年度から、2年ごとに1歳ずつ引き上げる内容であるというふうにされておまして、政府は今後法案を閣議決定し、今国会に提出する予定であるということは承知しております。

そのほか60歳以上の職員給与は、60歳になる前に比べ約7割に抑えるということや、人事の停滞を避けるため、60歳に達すると原則として管理職から外す役職定年制を導入しまして、公務によって支障がある場合を除き、課長級以上の管理職については、非管理職である課長補佐級等に降任、または転任するというふうにされておりますし、職員の希望に基づく短時間勤務など多様な働き方も可能にするというふうにされております。

当該法案が可決されますと、地方公務員におきましても、国の職員につき定められている定年を規準として条例で定めるものとするというふうに地方公務員法に規定がされておりますので、国家公務員に準じた取り扱いをすることになるんだろうというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 国のほうの方針に従ってやっていただければいいと思っておりますが、今年度もここにいる執行部の皆さんで、たくさんの方が定年されると聞いております。見渡させていただきますと、まだまだ現役で働ける皆さんばかりだななんてことを思っております、60歳で定年するのはもったいなのではないのかなと思っております。

今まで積まれた経験を、まだまだこの郡上市のためにしっかりと使っていただきたいということは大変思っております。定年においては、入ってくる職員が少なければ上のほうで調整させていただいて、皆さんに活躍していただくのが大事なのかなということは思いますので、国の動向を見ながらぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

このような形で職員の方が、郡上市役所で気持ちよくお仕事ができる環境を整えていただきたいということの思い一つであります。

行政職というものは全て市民のためにやる仕事だなということは思っております。市民サービスをするに当たって、市民と接するところにおいて、明るく気持ちよく接するには、日々の職場が明るくてストレスが少ない環境で仕事ができることによって、そういうふうに出れると思っております。

残業たくさんあって、今いろいろ言われています。ハラスメントとかいろんなことがあります、それもあつたりとかして、ストレスがたくさんたまつた職員が窓口で市民にいいサービスができるかということ、やはりクエスチョンということになります。

職員の方が、ぜひ気持ちよくこう接することができるような、仕事ができる環境を進めていただきたいと思っております。

そのような形で、総括で市長に質問をさせていただきたいと思っておりますので、きょうのこの質問によって市長よろしくお願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 三島議員には、郡上市の職員の定数やいろんなあり方について、いろんな角度から御質問をいただきました。御指摘のように、現在日本が抱えているいろんな課題、特に少子化等への対応のためには、働き方改革というのは本当に大切だというふうに思っておりますので、真剣に取り組んでまいりたいというふうに思います。

これまでの御質問の中にもありましたが、郡上市は合併以来7つの町村が合併をしたということで、普通会計の職員も大変多く抱えておりました。平成16年度の年度初めで740人という職員を抱えておりました。抱えているということ、何か語弊があるかもしれませんが、それだけおりましたが、平成30年度で505人ということで、かなり235人ほどの減少ということになります。

この職員の削減を定数適正化という名のもとにやってまいりましたけれども、これは合併以来大

変厳しい財政状況の中で、やはりこれには耐えていかなければならなかった道のであるというふうに思っていますが、先ほど室長のほうから申しあげましたように、昨年4月につくりました第3次の定数適正化計画では、これまで何がしか定数を削減をするという形できましたけれども、現行の505人という数字を今後も維持をしていきたいというふうに思っております。

令和7年においても、505人というような定数を一応想定いたしております。

課題はいろいろございまして、日々本当に行政に求められてくる課題というのも複雑化し、高度化しということで、それに対応する職員も、もちろん数の問題もございまして、また対処、対応していく能力を高めていかなければいけないという問題がございます。

いろいろとICTであるとか、AIであるとか、そういった助けも得なければいけませんし、やはり行政の職員というのは、それまでに培ってきたいろんな経験とか知識というのは非常に大切でありますので、できるだけ先輩から後輩に科学的にマニュアル等も整備しながらとかいう形で、しっかり後に続く人がそうした能力を養成できるようにということも大切であるというふうに思っております。

そして、先ほど御指摘にありましたように、私も常々思っておりますのは、大変忙しい中で仕事をしておりますので、ともすれば職員のストレスがたまる、あるいはメンタルも不調に陥りやすいということではありますが、仕事は厳しくということを求めますけれども、人間関係等においてはできる限り温かく接する、お互いにですけれども、そうした温かい働きやすい職場というものをつくっていく必要があるというふうに思っております。

これまで、市制施行以来そうしたことに取り組まれてきたわけですが、必ずしも十分ではない点は、一層反省をし、これからの職場風土いうものをしっかり改善をしていかなければならないと、それに取り組んでいきたいというふうに思っております。

(1 番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 三島一貴君。

○1 番(三島一貴君) ありがとうございます。

最後に、郡上市役所の働き方が地域の見本となる職場になるような形になることをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時半とします。

(午後 2時17分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 森 喜 人 君

○議長（兼山悌孝君） 7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきますと思います。

観光立市郡上ということでございます。昨年の3月議会でも、この政策推進の旗印、観光立市、日本版DMOについて一般質問を行いました。それから1年、同じ質問内容になることは避けられませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

観測史上約100年ぶりの雪が少ない年となりました。スキー場によっては、この事態を見込んで造雪機を導入しており、昨年比を大きく超えるところもありましたけれども、残念ながら全体的には冬季産業には大きな痛手となってしまいました。今後、この環境の変化に順応していかなければならないというふうに思います。

「変わらず生き残るには、みずから変わらなければならない。変わらず生き残るためには、みずから変わらなければならない」。巨匠ルキのベスコンティの映画、「山猫」のクライマックスの言葉だそうであります。まさにこの環境が変化しても、耐えうるそういった構造、形をつくらなければいけない。そのことだというふうに思います。

まず、1つ目ですが、去る2月21日、郡上カンパニーの報告会が行われました。私も前半、これは前半の4組だったんですが、初めて1年目の方々の報告がありました。そこだけに参加したけども、2年目のメンバーが5組あったんですけど、私はそれだけでしたけども、これからだなという感じを私は受けました。

その感想をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、市長部局が進める事業でありますけれども、観光立市との関係をお伺いしたいというふうに思います。

そして、第1期の5つのプロジェクト、私、聞くことはできませんでしたが、5つのプロジェクトについては、令和2年度が市の支援の最終年度になりますけども、その後の自立化の見込みについて、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、お答えをいたします。

まず最初に、郡上カンパニー事業の観光立市郡上の推進に向けての位置づけでございます。地域に新しい事業を創出しよう考えるときに、地域資源の活用というものは、欠かすことができないと

いうふうに思っています。そのためには、埋もれている地域資源を掘り起こして、新たな視点で光を当て、活用する仕組みづくりというものが必要になるというふうに思っています。

郡上カンパニーのプロジェクトは、移住の実現と仕事づくりというものをセットにした取り組みですが、プロジェクトを実施する3年間の中で地域資源を再発見して、再活用するというプロセスを大事にしながら事業を進めていますので、観光立市郡上の推進と目指す方向は同じでありますし、当然、重点事業として位置づけをしているものでございます。

次に、2月21日に開催をされました郡上カンパニーの発表会に参加をしての感想ということでございますが、まず、事業の進捗という面に注目しますと、やはりその進み方の度合はそれぞれでありまして、平成30年度にスタートをしました1期生が、3年を終了する令和2年度の末までに、全て足並みをそろえて起業ができるかといいますと、まだまだ課題はあると感じたというのが正直なところでございます。

こうしたこともありまして、令和2年度につきましては、事業づくりに向けたサポートというものを、より強化をしていきたいというふうに考えております。

あと、このこととは別に郡上カンパニーの発表会に参加して思ったことなんですが、ベンチャーパートナー、都会から移住をして仕事づくりに取り組んでいらっしゃる方、その皆さんは強い思いをもって郡上に移り住んで、この土地で事業づくりに向けて、本当に日々懸命に挑戦をしていただいておりますので、こうした点にもしっかり目を向けるべきであるということは、改めて感じました。

それから、また地方創生の分脈の中で新規に事業を起こす、また雇用を生み出すということとか、それから交付金の事業という側面だけを抜き取って評価するのではなくて、いろんな人とのネットワークを築きながら、郡上市の中で新しい価値を創造するイノベーション人材として郡上に根を下ろして、活躍をするということにも意義がありますので、こうした面での支援と評価も大切であるということも感じました。

それから、最後に郡上カンパニー事業の各プロジェクトの自立化の見込みでございますが、令和2年度が最終年度となります第1期生の内容を見ますと、今年度におきましては、事業の売り上げはまだ少ない状況ではございますが、それぞれ実証を積み上げる段階から実践の段階には達しているという判断はしております。ただ、全ての事業がしっかり自立をして、新たな雇用を生み出しながら動き出すというまでには、まだ幾つかの課題があると思っています。

令和2年度においては、特に第1期の5つの事業につきまして、4年目からの自立に向けた、例えば、研修のプログラムといったものを充実をさせていきたいというふうに考えています。具体的には、商工会とか産業支援センターのバックアップはもちろんのこと、本年度、商工会主催の創業塾で講師をしていただいた中小企業診断士の方を外部講師としてお願いすることとか、それから、

市内外の起業家による起業研修、こういったものを定期的に開催するなどして起業に向けた支援をより一層充実、強化をしていく計画としております。

第2期、そして令和2年度がスタートする年になる第3期につきましても、なるべく早い段階から経営計画を立案するなどして、3年を終了した時点でしっかり自立して事業が動き出すように、研修等のプログラムを組み立てていきたいというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) 冒頭に申し上げればよかったんですが、なるべく簡潔にお願いします。

最後の最後に市長に5分ぐらいは残して決意なり、また本音なりを聞きたいと思っておりますので、そこまで終われるようにお願いしたいと思っております。

2つ目に入りますが、今年度の3つの柱について、現状と課題を問います。

これは、副市長が議会で言われたことなんですけども、1つ目はアウトドア協議会の現状と実績と課題です。これは事務局は、今のDMO内にあると思うんですが、それと2つ目ですが、スポーツ合宿村へ向けた運営組織とスポーツコミッションの現状と実績ということで、これは、事務局はどちらにあるのかをまず聞きたい。

それと3つ目ですが、民泊・農泊の現状と実績、これ事務局もどこにあるかをあわせて、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) 私のほうからは、今の3つの柱のうちの郡上市アウトドア協議会、そして、民泊・農泊についてお答えしますし、また、所管としましては、スポーツコミッションにつきましては、教育次長の教育委員会になりますので、そちらのほう、そちらから回答のほうをさせていただきますのでお願いいたします。

郡上市アウトドア協議会のほうにつきましては、国内有数のアウトドアづくりとプランニングを確立するため、スキー場、宿泊施設、アクティビティ施設の関係業者16者により、令和元年6月11日に設立をされました。会費につきましては、年会費のほうで運営をされております。アウトドア体験プラットフォームは、郡上市観光連盟により、ウェブサイト構築に向けたコンテンツ制作が進められており、今年度の完成を目指しています。次年度におきましては、体験予約システム、令和3年度以降には、宿泊予約システムの導入を予定して、一元的な情報発信と受け入れをワンストップで対応していきたいと思っております。

現在、体験予約システムの参加事業者は10社が予定されており、新たな業者の参加を促し、アウトドア体験プラットフォームの魅力を高めるためには、着実にシステムの構築、そして収益が上がることを示していく必要があるというふうに考えております。

DMOに関しましては、アウトドア協会の位置づけは、部門別プロジェクトの企画会議の5部門の1つでありますので、誘客にかかわる課題解決の検討とプロジェクト比較の立案などを行っていききたいというふうに思っております。

次に、民泊・農泊の関係になりますけれども、郡上民泊協議会は平成27年度に市内の観光機関や地域まちづくり組織などが連携して設立され、令和元年度には郡上市観光連盟に民泊業務が移管をされて、今年度は、関西から中学校を中心に21団体、2,349人が農家民泊を体験し、67軒の民宿などで受け入れをしております。

次に、高鷲の関係でございますけれども、高鷲農泊実施協議会につきましては、平成30年3月に設立され、令和元年度、2年度において、農林水産省、農山漁村振興交付金を受けまして、さまざまな事業のほうを実施されているところでございます。

設立の目的は、高鷲町内の農泊を軸に関係団体及び宿泊施設の所得向上と地域活性化であり、本年度におきましては、高鷲拝殿おどりの復活、シンポジウムの開催、たかす開拓資料館ツアーなどの体験モニターが行われて、熱心に農泊推進に取り組みのほうをされてみえられます。

次に、明宝の関係になりますけれども、明宝におきましては、食と体験の国、明宝推進協議会が平成29年3月に設立され、平成29年度、30年度の2カ年にわたり、農水省の交付金を受け、明宝地域の郷土料理のレシピ本の制作、食農体験を中心としたモニターツアーの実施、歴史民俗資料館の改修など、農泊推進及び施設の整備が行われております。

このように郡上市内で民泊・農泊を推進する団体が、頑張っておられるということは大変心強いことだというふうに思っております。

また、DMOに関係になりますけれども、郡上市における観光客等の誘致と宿泊を促進する部門として、実行体制の部門別プロジェクト企画会議の宿泊民泊、農泊も含まれますけれども、部門を担っていきますので、こちらのほうは、郡上市アウトドア協会と同様にプロモーション、そして受け入れ体制につきましては、各団体が連携をし、郡上市での民泊・農泊のブランディングを確立することと、おのおのその地域の特色、魅力ある体験づくりに努力されることが、集客、そして客単価の向上につながるものと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいたいと思っております。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、私からはスポーツ合宿村などの運営組織ということで、スポーツコミッションについて御説明申し上げます。

初めに、このコミッションの設置、あるいは目的でございますが、郡上市のスポーツコミッションは、これまで展開されてきましたスポーツ合宿村構想や予算特別委員会の資料でもお示ししましたけれども、さらに広くスポーツに関する合宿と全国規模の大会の誘致、ホストタウン交流、また、市民の皆様の健康保持・増進などをさらに推進し、持続可能なものとするため、民間と行政が一体

となった専門組織として設置をいたすものであります。

スポーツイベントが本来持っております地域活性化やまちづくりのための効果を一層有効活用するために、スポーツイベントの開催にあわせて事前合宿誘致やおもてなしなどによるこれらの交流への取り組みというものを、常に意識することも重要であり、スポーツによるツーリズムの推進を目的の1つとするスポーツコミッションの設立、活用は、極めて有効であると考えております。

なお、今月、3月18日は、郡上市スポーツコミッションの設立会を予定しております。

次に、スポーツコミッションの実行体制の現状と課題ということでございますが、まず、現状としましては、スポーツを通じた地域活性化を図るためには、その資源となる自然環境、スポーツ施設、サービスの存在など、スポーツツーリストを引きつける魅力的な場所であることが重要でありまして、これを推進するためにスポーツ合宿のブランド化を図ってまいりました。

具体的には、美並町のまん真ん中広場と高鷲吼高原スポーツ広場の人口芝生化などのハード整備を実施したところでありますし、さらにソフト的にはスポーツツーリズム推進のための専門職員の雇用など、スタッフ体制の整備をあわせて進めております。

課題の1つとして捉えておりますのは、組織を運営するための財源としましては、自主事業で確保されることが望ましいと考えておりますけれども、設立当初は運営が軌道に乗るまでの措置として、行政の支援や行政からの委託事業による財源確保も必要であると考えております。ただ、行政依存の体質とならないように、これらについては自立に向けた期限的なものとして、自主事業を広く展開していくことが重要と捉えております。

最後に、郡上市DMOでの位置づけでございますが、DMOが重点的に取り組む課題の1つとしておりますスポーツツーリズムの推進に関して、市内のスポーツ施設を主として大会及び合宿の誘致を図るなど、スポーツを生かしたまちづくりを目指す部門として、実行体制の中の部門別プロジェクト会議のスポーツツーリズム部門を担うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) わかりました。

アウトドア協議会並びにスポーツ合宿村、スポーツコミッションにつきましては、3月18日に立ち上げられるということであります。

1つだけちょっと質問させていただきたいんですが、民泊協議会が、今ちょっと中止、休止中といますか、停止中ではないんですかね。そうでもないですか。要するに民泊とそれから農泊は、DMOの中のどういうふうな位置づけで、誰か担当の方が見えるという形になるんでしょうか。それだけ、確認をしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長（遠藤正史君） 郡上民泊協議会につきましては、令和元年度より、観光連盟のほうで事務局のほうになっておりますので、そちらのほうで取り組んでおりますし、来年につきましてはもコロナウイルスの関係がちょっとありますけれども、予約等は入ってきております。こういう状況ですので、お願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 白鳥観光協会の方が非常に頑張っておられることはよくわかっておりますけれども、実は、先般去る2月27日ですが、岐阜の田舎へ行こうという推進協議会、これは岐阜県の協議会が明宝に本部があるんです。そこ高鷲農泊協議会が連携をいたしまして、農泊講演会、青木副市長と同じですが、東洋大学名誉教授をお招きして、そして講演をさせていただきました。それから、その夜は高鷲の郷土料理を試食する会というのをやりまして、じんだを振る舞ったり、ひきずりは食べてませんが、わしみのかぶらとか、漬物を振る舞ったりとか、そんなことをやりました。そして、フランス料理のシェフに参加していただいて、その食材を使っていろいろと5つの品を作ってもらったりとか、そうした食事会をしたということであります。

その次の日は、高鷲のメンバーでグループ討論などをやりまして、本当、各小中学校にも40分か50分ずつ講演をしてもらう予定だったんですが、それは、また今度の機会になりました。

さて、3番目、4番目、5番目、まとめて質問させていただきます。

青木副市長に質問させていただきますが、昨年末、一般社団法人郡上市観光連盟が日本版DMOの候補法人に登録されました。本物のDMOに向けて何をどのようにすればいいのか、ということや今後の活動指針等をお聞かせいただきたいと思います。どんな実績をつくれればいいのかということです。

それから、DMO取得の効果はどういったものがあるのかということをお聞きしたいと思います。例えば、私の知っている範囲では、補助金だけいただけるということですよ。要するに候補法人ではもらえないのかどうか、いうことをちょっとお聞かせいただきたい。

それから、スノーリゾートの投資環境整備についてという、これは令和元年12月20日に取り組みが示されておりますけれども、そのことについてもお聞きしたいと思います。

それから、SAVOR JAPAN、これは農林水産省の農泊食文化海外発信地域に認定することなんですけど、このことについて、私も説明会には参加したんですけども、これもDMOでなければ、これは取得はできないということですので、そのことについてもお聞きをしたいと思います。

それから、4つ目でありますけども、観光連盟、DMOを中心とした組織の再編成、各地域の観

光協会との関係性ということについても、お聞きをしたいと思います。加えて、商工会を初めとする関係団体との連携と啓蒙についてお聞きしたいと思います。

それから、5つ目ではありますが、これが一番重要だと思っておりますが、プロパー人材の育成と採用、自己資金をいかにつくるとかという、これは最初から考えておかなければいけないことじゃないかと思っておりますので、どのように考えておられるのか、ということについてお聞きをしたいと思っております。

加えまして、自前のお金がないという状況の中で、私の案でありますけれども、地域おこし協力隊をDMOの中に入れて、そして、そこで郡上市全体を見てもらいながら活動してもらおうということも考えているんですけどもいかがでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（兼山悌孝君） 副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 大変御質問の内容は多いものですから、まとめてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、DMO、DMOとよく言われますけれども、それ一体何なのということから、わかっていただくということが必要ですので、本当にごくごく簡単に申し上げますと、幅広い関係者、幅広い人たちが協力をして、そして科学的な手法を用いながら、あるいはそれを活用しながら、観光地域づくりを進めていくかじ取り役の法人というふうに御理解をいただければいいのではないかなと思います。

この法人と申しますのは、郡上の場合には郡上市観光連盟にあたっていただく、今、候補法人としての認定を受けておりますので、そういうことになります。

そこで、それでは、協力をして幅広い人たちに協力して活動していくためには何が必要かということですが、観光地域づくりのイメージづくりを共通にもっていただくということが必要のように思っております。

それで、観光地づくりの共通理解ということで、これも非常に感覚的な言い方ですが、3点申し上げますと、1つは豊かな自然、歴史、文化などに親しみ、郡上の人々と郡上に暮らすような楽しさを体験できる地域づくり。それから、もう1つが、何度も訪れ、長く滞在し、訪れるたびに郡上の自然、歴史、文化や人々とのかかわりで、新しい発見と喜びを感じられる地域づくり。3点目としては、郡上の人々とともに幸せを感じ、郡上への関心と愛着を高め、心のふるさとと思える地域づくり。

こうした観光地域づくりを観光連盟が中心となって、さまざまな人と協力をしながら進めていく。これを今後、当然行政もそうですが、一緒に進めに行きたいと考えているところですが、それでは、具体的に観光連盟に何を取り組んでいただければ、DMOとしての認定を受けることができるかとい

うことですが、これも幾つかございまして、1つは自然、歴史、文化や人々とのかかわりを楽しむことができるよう、観光資源を魅力的な観光事業とする。ざっと申し上げれば、魅力ある観光商品づくりをするということ。それから、もう1つは、観光地域づくりを継続的に進めていくことができる体制を整えて、その役割を担う人を育てていくこと。これは事務局体制の強化というふうに御理解をいただければと思います。3点目として、各種の産業や諸団体との連携、あるいは協働によって、地域内の経済循環や交流活動を活発にすること。これは市内の経済循環の活性化ということになります。4点目ですが、郡上に親しみ、愛着を持つ人々との情報交換、あるいは交流活動を活発にして結びつきを深める。これは関係人口のネットワークづくりとその強化ということ。そしてもう1つは、観光事業が経済活動にかかわる情報の収集と分析、そして評価に基づいた事業の企画、開発と実施のための戦略を立てる。これがマーケティングによる事業の改善ということ。です。

そこで、こうしたことを進めていただくためには、観光連盟の活動が中心になりますけれども、行政も含めて、いろんな意味での協力やこちらからの支援を進めていって、言ってみれば、ともに実現のために向かって歩いていきたいというふうに思っております。

それで、そういうDMOの候補地であれ認定であれ、そのことによってどういう効果があるのかということですが、さきほど御質問になりました、例えばSAVOR JAPAN、これは日本食やそれから食文化について、外国人観光客を誘致するための、いわばブランドとして認定をするという制度ですが、そういった国の事業、あるいは、今度観光庁が令和2年度の事業として、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業、こういうものを計画しておりますけれども、こういった事業に候補法人の資格とそれから認定、そういった資格のある、例えば、観光連盟が民間の業者と一緒に取組む、あるいは行政も一緒に取組むということによって、この事業の採択をする可能性が出てくるということですので、言ってみれば候補法人にあるということが、今のところはっきりしておりますので、それが1つ効果ではないかというふうに思います。

ただ、こうしたことを決定するのは、あくまで民間の主体となる業者、皆さん方になりますので、そうした皆様方と十分これから協議を進めていきたいというふうに思っております。

それから、観光連盟と観光協会との関係についてですが、このことにつきましては、郡上市全体を視野に入れて、観光連盟として活動していただくということですが、今回のDMOを認定するに当たって、各地域ごとの観光資源を、いわば縦割りにするというやり方ではなくて、5つのゾーン、郡上市たくさんの特徴のある観光資源がありますので、それを5つのゾーンとエリアに区分しまして、観光地域づくりを進めていこうということで、1つは歴史や文化のゾーン、これは日本一おどりのまちとか、白山文化、古今伝授があたります。それから、もう1つはウインターリゾートゾーン、これはもう西日本で最大規模を誇るスキー場群がありますので、そういった

ものを活用すること、それから3点目としてアウトドアゾーン、これは先ほど説明したとおりですが、四季折々の豊かな自然を体験していただくという活動になります。それから、もう1つは世界農業遺産、清流長良川などのいわば清流ゾーン、これは市内の河川を中心とした活動になろうかと思えます。そして最後に、スポーツエリア、これがスポーツツーリズムとして、さきほどお話ししたこと。

こうしたことを観光連盟が中心となって活動していただくわけですが、その中で特に、先ほど来、申し上げた科学的な手法というのを申し上げましたが、いろいろなデータを集め、そのデータを分析し、戦略を立てていくことが必要ですので、いわば戦略的な取り組みを、観光連盟を中心として進めていくということになろうかと思えます。

じゃ、そこで観光連盟は何をするかということになりますけれども、各観光連盟は、それぞれのゾーンの観光資源について熟知していらっしゃいますので、発掘、開発、あるいは管理や活用、こうしたことを観光連盟と協力をし、進めていただければというふうに思いますし、それぞれ地域には独自の観光事業、これまでも進めてきておっていただきますし、伝統的なものもありますので、そういったものを進めるに当たっては、企画や運営の中心になっていただくというふうに思います。

今後、各観光協会の活動と、それから郡上市の観光連盟というのは、不断に協議をしていただきながら、どういう仕組みが郡上にとって最も望ましいのかということについては、これから協議を続けていきたいというふうに思っております。

それで、最後になりますが、人材の育成もかかわってプロパーとよく言葉を使いますが、人材の育成と、それから資金をどうするのかということについてお答えをしたいと思いますけれども。

観光連盟につきましては、事務局体制を強化いたします。そこには、観光連盟の職員として正規の職員、これはいわゆるプロパーというふうに言いますね。正規の職員と商工観光部から出向する職員で構成をします。トップに当たられるのは、連盟の会長さんですが、幅広い団体との連携、あるいは明確な目標をもって、その実現に向けて事業を総合的に調整していくという役割がいますので、それを事務局長に委ねたいと思っております。

そしてもう1つは、観光資源を活用して滞在型、体験型の魅力ある観光事業の企画とか開発をし、それを観光商品として作り上げるということが必要ですので、それについては商品開発担当を置きます。

それからもう1つ、郡上の魅力ある観光の国内外への情報発信とそれから目的、対象地域、こうしたものを明確にした効果的なプロモーションというものを進めていかなければなりませんので、情報発信とプロモーション担当がいます。

それから、さまざまな、先ほどから申し上げておる情報の収集と、それから、社会や経済の状況

などを背景にして分析をしながら、事業推進の戦略を構築していくとかがありますので、それはマーケティング担当が行うこととなります。このマーケティング担当が市内の経済循環についても研究を進めていくということになるかというふうに思います。

そして、目標の達成の状況を、随時評価をしながら問題点の整備、あるいは内外の観光情報の収集、そして観光事業者の皆さんの相談におくという意味で相談担当も置きます。

こうした職員体制につきましては、ほぼ形の上では整えることができたというふうに思っておりますので、今後は、それぞれの力量を高めていくということについて重点をかけていきたいというふうに思っております。

こういうふうに、今、事務局体制はほぼ整いましたので、議員御提案の地域おこし協力隊は、現段階では力を発揮していただくということは、ほぼないんではないかというふうに思っておりますので、今、作り上げました体制で進めていきたいというふうに思っております。

そして、今後は資金をきちんと確保するということが必要になってまいりますので、初期投資につきましては、補助金とか、あるいは会費によって賄っていきますけども、観光連盟が、言ってみればDMOとして独自の事業を展開するということが可能ですので、個別の事業をこれから幾つか工夫をしていただきながら、その事業推進によって事業収入を得ると。それを自己資金に充てていただくということになるかというふうに思っておりますので、そうした進め方で、できれば目標としては、何とか来年度いっぱい認定を得たいというふうには思っております。

道のりとしては険しいとは思っておりますけども、観光連盟と行政のほうで協力をしながら、進めていきたいというふうに、今は思っております。

以上であります。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) 青木副市長が中心になられまして、本当にしっかりとしたものができていくんだなというふうに感じさせていただきました。

私も財源ということを非常に気になるんですけども、やはりツェルマットに行かせてもらって、6者ボード会というのがあったんですね。これは索道協会、ホテル業界、鉄道協会、それから行政、観光庁、ブルガージェマインド、この4つが1つになって、これは本当、お金がどんどん入って来るんですね。これをマーケティングに、観光庁にどんどん使っていったりとかして、本当に回転しているなと思いました。150年かけてそのスタイルができたことなことで、これから郡上市150年かかると困るんですけども、本当にそうした財源をしっかりとつくりながらと思っています。

それから、人材についても本当にそういった人材いるのかなというふうに思いますけども、ぜひ、育成しながら育てていっていただきたいなというふうに思います。

それで最後に、市長にお伺いをしたいと思います。

実は、先般の山田桂一郎先生が来られた観光塾、久々に山田先生にお会いして、そのときに冒頭に言われたんだっと思ったと思いますが、気仙沼市との比較をされました。気仙沼市は非常にどんどん順調にいらつていますという話、ということは、郡上市は余り順調にいらつていないということだと思つていふけれども、比較をされてお話をされたんだらうと思つていふ。

当然、気仙沼市は危機感があつて、ああいつた災害からの復興を含めた、とにかく一つになつてやつていこうというのがありますから当然だと思つていふけれども、郡上市はそういった部分をどうやつて、何をしてもつて補つていこうとされるのかなというふうには、非常に気になつておいらつていふ。

それから、今本当に副市長が言われましたように形はできたということなんです、**「仏作つて魂入れず」**ということになつてしまうと、これは困るわけでありまして、そうした点についてもお聞かせをいただきたいなというふうには思つていふ。

今の状況を変えるには、市長の英断が必要なきが来るんじゃないかなと思つておいらつていふので、よろしくおいらつていふ。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま、青木副市長のほうから申し上げたように、いろいろな課題があるんですけれども、それをしっかりとやつてまいりたいというふうには思つておいらつていふ。

気仙沼の状況、ちょっと私もつまびらかに承知をいたしておいらつていふけれども、おそらく気仙沼の市長であるとか、あるいは関係のいろいろな組織の長が危機感を持つて、当たつていふのではないかなというふうには思つておいらつていふ。

私もこのDMOというのが、とにかく郡上市の観光連盟を中心にして、この郡上市のさまざまな関係の団体が力を合せてやつていこうという組織を立ち上げるわけでありまして、特に郡上市のDMOというものの1番最高の会議が戦略会議というものだらうというふうには思つていふ。そうした戦略会議、やはり郡上市としては市長や副市長、そしてまた郡上市内のさまざまな経済団体、産業団体、そういったところの長が、やはりしっかりと集まつていろいろと会議をしながら、こうしたことを取り組んだらどうかとか、そういうようなことを議論し、そして、それを決めていこうといふんですか、したがつてDMOというのができて、さまざまな部会を作つていこうといふことでありましていふけれども、そういうボトムアップだけでなしに、やはりトップダウンといふんですか、そういうような形で双方向からいろいろな問題を提起しあつたり、あるいは議論をして物事を決めてやつていこうといふような形で、本当にこのDMOが観光地域経営の中核になるように、しっかりと取り組んでまいりたいというふうには思つておいらつていふ。

また、御指摘もありましたが、特にやはり最後のほうで御指摘になりました、人材の育成ということと、これも非常に難しい問題で、郡上で人材を確保しようと思つていふと、それは大変処遇を高くす

れば、いろんなところから来てくださるかもしれませんが、そんなには払えないということになりますと、どうしても得た人材を育成していく、トレーニングをしていくことが必要だと思いますし、そうしたことに意を用いていかなければいけないと、いうふうに思っています。

それから、先ほどおっしゃったツエルマットの例をお話になりました。私もツエルマットへ行って、あそこのいわば、DMOに相当する組織というものが相当活動資金をいろんな活動する中で、いわば観光税のような形で活動資金が入ってくるという仕組みを、先ほども話ありましたが、150年かけてつくってきている。そういう実態を見まして非常に揺るぎない基盤の上に立っているなどいうふうに思いましたけれども、そういう郡上市のDMOも、これはある雑誌で見たんですけれども、今、全国でつくられているDMOが、しょせんは行政の予算頼みになってしまっているということではいけないということを指摘されておりましたけれども、やはりDMOがそれなりのやはり地域の観光に貢献をするということで、地域の観光の関連の方々も納得をして、そのいわば活動資金が出せるような、そういうやはり関係をつくっていかねばいけないというふうに思っております。

行政の補助だけに頼って、そのDMOをやっ払いこうという考え方はしっかり改めていただくとか、いつまでもそれに頼ってはおられないというしっかりした気概を持って、このDMOを立ち上げていっていただきたいというふうに思っています。

いずれにしても、非常に大事なところへ来ておりますので、先ほど副市長が申し上げたような諸点に留意をしながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。

(7番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) 先般というか、大分前、ツエルマットへ行く前に山田桂一郎さんと話をしたんですが、ぜひ、桂一郎さんは和歌山大学で教鞭をとっておられるんですかね、和歌山大学には観光部というんですか、観光学部ですか、観光学部があるそうなんです。全国で観光学部のある大学というのは非常に少ないんだそうです。立教大学なんかもあるそうですが、ぜひ、そういったところに高校生を入学させてくれと言っていました。和歌山大学に来る人いませんかと言うので、そのときはわからなかったので言いませんでしたけど、ぜひ、そういったことも考えていただいて、高校、大学のおきから観光マーケティングをしっかり学ぶということも、これはもう、将来絶対必要になってくるので、そうしたことも含めて人材育成についても考えていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時11分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 康 久

